
札幌市一般廃棄物処理基本計画

新スリムシティさっぽろ計画 年次報告書

《令和元年度版》



札幌市環境局

令和2年（2020年）10月

はじめに

札幌市では、これまで、ごみの減量や、ごみの処理に伴う環境負荷の軽減を目指し、平成 29 年度までの 10 年間の計画期間とする一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を平成 20 年 3 月に策定し、平成 21 年 7 月から家庭ごみ有料化や新たな分別区分（「雑がみ」「枝・葉・草」）を含む「新ごみルール」を導入するなど、ごみ減量・リサイクル施策を総合的かつ積極的に展開してきました。

この「新ごみルール」の開始により札幌市のごみは大幅に減少し、計画に掲げた 5 つの目標のうち 3 つの目標を前倒しで達成することができました。さらに、老朽化していた篠路清掃工場を廃止することができ、約 470 億円もの建替え費用等の将来的な経費の節約に成功しています。この成功は、市民一人ひとりが高い環境意識を持って取り組んだ結果であり、札幌市民のまちづくりの課題を解決する力、「市民力」を結集した成果であると考えています。

この「市民力」を活かして更なるごみ減量・リサイクルを推進するため、平成 26 年 3 月には、「スリムシティさっぽろ計画(改定版)」を策定し、家庭から出る廃棄ごみ量 1 人 1 日当たり 380 g などの高いごみ減量目標を設定し、この達成に向けた取組を実施しました。計画の最終年度である平成 29 年度においては、改定計画の目標を達成することはできませんでしたが、家庭から出る廃棄ごみ量は 1 人 1 日当たり 386 g まで減少するなど、ごみの減量は着実に進んだところです。

こうした中、国連では「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、環境や資源・廃棄物問題を含む取組の新たな目標が示されましたが、この目標は、国や、札幌市の一般廃棄物処理基本計画の上位計画である「第 2 次札幌市環境基本計画」においても位置付けられています。

こうした状況を踏まえ、今後もリサイクルの推進は維持しつつ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる 2R（リデュース・リユース）を優先し、更なるごみ減量・リサイクルを推進していくため、札幌市は平成 30 年 3 月に新たな一般廃棄物処理基本計画である「新スリムシティさっぽろ計画」を策定しました。新計画の目標に掲げた「ごみのいちばん少ないまち」の実現に向け、市民・事業者及び札幌市が連携し、更なるごみの減量・リサイクルに向けた取組を行っています。

ここに「新スリムシティさっぽろ計画」の策定後 2 年目となる令和元年度版の年次報告書を作成しましたので、事業内容等についてご覧いただくとともに、今後とも、ごみ減量・リサイクル施策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 10 月

環境局長 佐藤 博

目 次

● 新スリムシティさっぽろ計画の体系図	1 ページ
● 新スリムシティさっぽろ計画について	3 ページ
● 「目指せいちばん！スリム目標」と達成状況	5 ページ
(1) ごみ排出量の減量目標	5 ページ
(2) 廃棄ごみ量の減量目標	6 ページ
(3) 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標	7 ページ
(4) 家庭から出る生ごみ量の減量目標	8 ページ
(5) 埋立処分量の減量目標	9 ページ
(6) 「目指せいちばん！スリム目標」と実績一覧表	10 ページ
● モニター指標と達成状況	11 ページ
(1) 家庭から出る食品ロス量	11 ページ
(2) 燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量	12 ページ
(3) リサイクル率	12 ページ
● 令和元年度のごみ量	13 ページ
1 ごみ処理量	13 ページ
2 家庭ごみ量	14 ページ
3 事業ごみ量	14 ページ
4 ごみ処理フロー	15 ページ
● 令和元年度までに実施した事業	16 ページ
施策1 2Rを推進するためのしくみづくり	
1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践	17 ページ
1-2 生ごみ減量の促進に向けた取組	20 ページ
1-3 リユース機会の提供	21 ページ
1-4 国や製造・販売業界への働きかけ	23 ページ
施策2 分別・リサイクルの取組促進	
2-1 分別・排出ルール of 周知・徹底	24 ページ
2-2 資源回収の促進に向けた取組	26 ページ
2-3 生ごみ資源化の促進に向けた支援	30 ページ
施策3 事業ごみの減量・リサイクルの取組促進	
3-1 事業者による自主的な取組の促進	31 ページ
3-2 適正排出指導の徹底	33 ページ
3-3 市による率先したごみ減量・リサイクル行動	35 ページ

施策4 市民に対する支援と普及啓発

4-1	ごみステーション問題の改善	36 ページ
4-2	高齢者等への対応	39 ページ
4-3	具体的な行動につなげる普及啓発の実施	41 ページ
4-4	ごみについて関心を高める環境教育の充実	44 ページ

施策5 持続可能な収集・処理体制の確立

5-1	資源循環処理体制の確立	45 ページ
5-2	埋立地の容量確保	47 ページ
5-3	未利用資源の活用検討	48 ページ
5-4	収集・処理における環境への配慮	49 ページ
5-5	不法投棄対策の強化	50 ページ

施策6 清掃事業の最適化と安全・安心な体制の構築

6-1	収集・処理業務の最適化	51 ページ
6-2	ごみ処理手数料制度の効果的な運用	52 ページ
6-3	大規模災害に備えた取組	57 ページ
6-4	広域処理の検討	58 ページ

●	取組指標	59 ページ
---	------	--------

新スリムシティさっぽろ計画の体系図



凡 例

数値の単位未満、平均値、指数などの算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計とが一致しない場合があります。

新スリムシティさっぽろ計画について

1 計画の策定の背景

札幌市では、「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を目標に掲げ、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画期間とする一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を、平成20年3月に策定しました。

同計画では、家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を始めとする「新ごみルール」の導入など、様々な施策を実施し、市民の協力によって、大幅にごみの減量・リサイクルが進み、清掃工場1か所の廃止や埋立地の延命化を進めることができました。

また、平成26年3月には、更なるごみの減量・リサイクルに向けて同計画を改定し、紙類・容器包装プラスチックの適正排出や生ごみの減量・リサイクルについて重点的に取組を進め、高いレベルでごみ減量・リサイクルを維持しています。

この間、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、環境や資源・廃棄物問題を含む取組の新たな目標が示されました。また、国においては「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルよりも優先的に行うべき2R（リデュース・リユース）の取組をより一層進めることが示されました。更に、平成28年1月に改定された「廃棄物処理基本方針」では、災害廃棄物対策の必要性についても新たに示されたところです。

また、札幌市においては、平成25年3月に策定した新たなまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「循環型社会の構築」を目指し、市民・事業者・行政の連携による取組を一層推進することを掲げています。

一方、今後の社会を見据えると、目前に控えた人口減少と急速に進行する高齢化への対応が課題となっています。次の世代により良い環境を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえつつ、市民のニーズや生活スタイルなどの変化に対応しながら、ごみ減量・リサイクルの取組を進めていく必要があります。

このような背景から、札幌市は、平成27年12月に、第8期札幌市廃棄物減量等推進審議会に対し、札幌市や国の動向、今後の社会情勢を見据えた新計画の方向性について諮問しました。

同審議会では、今後のごみ減量・リサイクルに取り組むべき方向性として、改めて3Rの取組推進の重要性を認識し「3Rの更なる推進」や「超高齢社会への対応」、「事業ごみの減量に向けた取組推進」等の提言を盛り込んだ「次期札幌市一般廃棄物処理基本計画の方向性について（答申）」を平成29年7月にとりまとめました。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、世界や国の動向、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などを踏まえ、「環境首都・札幌」を目指して更なるごみの減量・リサイクルに取り組んでいくため、このたび、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

2 新スリムシティさっぽろ計画の目標と体系

(1) 基本目標

新計画では、札幌市のごみ排出量（資源物も含めた家庭ごみ・事業ごみ全ての量）を1人1日当たり100g減量し、ごみ排出量の少なさで政令市トップになることを目標としています（平成27年度において4位）。

基本目標は、これまでの計画の考え方である3Rの推進を継承するとともに、ごみ排出量で政令市トップを目指すことを市民・事業者に分かりやすく示すため、「SAPP_ROいちばん！ 減らそう100g ～ごみのいちばん少ないまちへ みんなで3R～」としました。

【基本目標】

SAPP_ROいちばん！ 減らそう100g
～ごみのいちばん少ないまちへ みんなで3R～

(2) 基本方針

基本目標の達成に向けては、環境負荷をできるだけ少なくする「環境」の側面だけでなく、市民・事業者・行政が共通の理解を持ち、ともに協力する仕組みをつくりあげる「協働」や、将来にわたり誰もが安心してごみ出しできる体制を構築するための「安心」、さらにコストの最適化を図る「効率」といった側面にも配慮する必要があります。

そこで、新計画では「環境」・「協働」・「安心」・「効率」の4つの基本方針を掲げ、これらのバランスを取りながら各施策に取り組んでいきます。

【基本方針1：環境】

－2Rの取組と資源化推進によって、環境負荷が可能な限り少ない社会を目指す－

【基本方針2：協働】

－市民・事業者・行政の連携による、ごみ減量・リサイクルの取組推進を目指す－

【基本方針3：安心】

－だれもが安心してごみ出しできる体制を目指す－

【基本方針4：効率】

－費用対効果を考慮し、コストの最適化を目指す－

「目指せいちばん！スリム目標」と達成状況

世界的な資源制約を背景に、天然資源の消費を抑制するためには、資源物を含めたごみ排出量の減量が必要であることや、資源物を含めた家庭ごみ量は、政令市の中でも決して少なくないことなどから、本計画では、資源物を含めた家庭ごみ・事業ごみ全体について2Rの取組を優先的に進めるものとし、これを評価するための目標として、「ごみ排出量」を新たに設定し、目標値は、政令市トップとなることのできる数値とします。

また、前計画の管理目標であった「廃棄ごみ量全体」「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」「家庭から出る生ごみ量」「埋立処分量」を引き続き目標に掲げ、目標値は「ごみ排出量」の目標値として設定した水準に合わせて設定します。

1 「目指せいちばん！スリム目標」

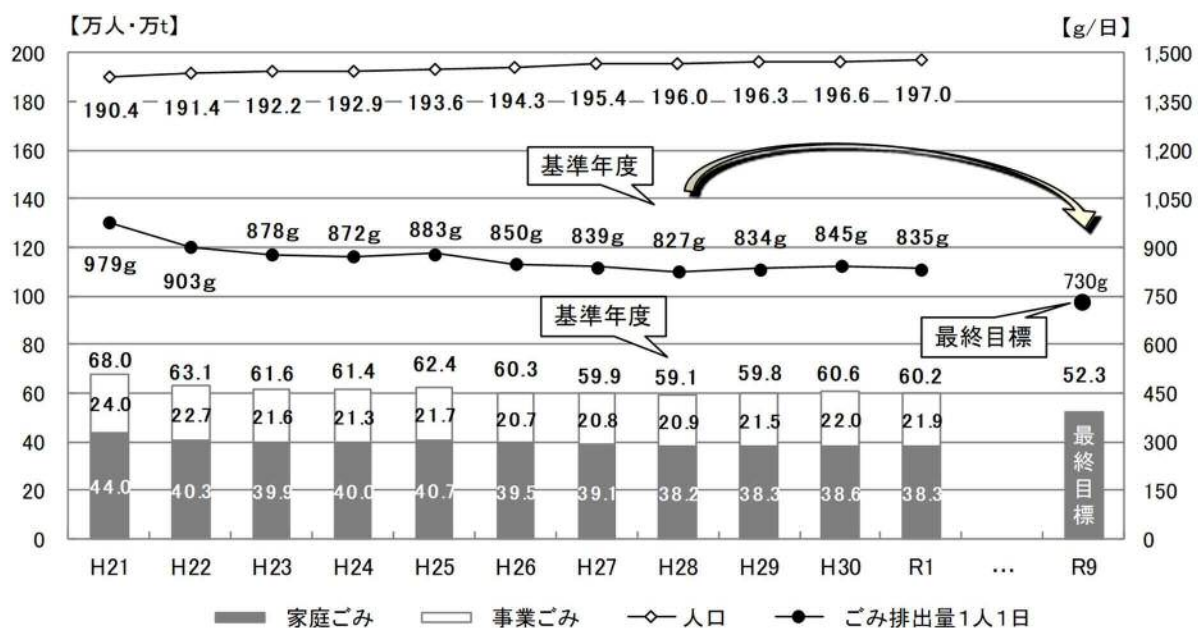
(1) ごみ排出量の減量目標

政令市の中で最少のごみ排出量を目指すため、資源物を含めた家庭ごみ・事業ごみの排出量を、2016年度（平成28年度）の59.1万tから6.8万t（市民1人1日あたり100g）以上減量し、

2027年度（令和9年度）までに52.3万t以下 にすることを目指します。

ア 令和元年度の結果

令和元年度のごみ排出量は602,220tとなり、平成28年度に比べて10,758t増加しました。



イ 評価と今後の課題

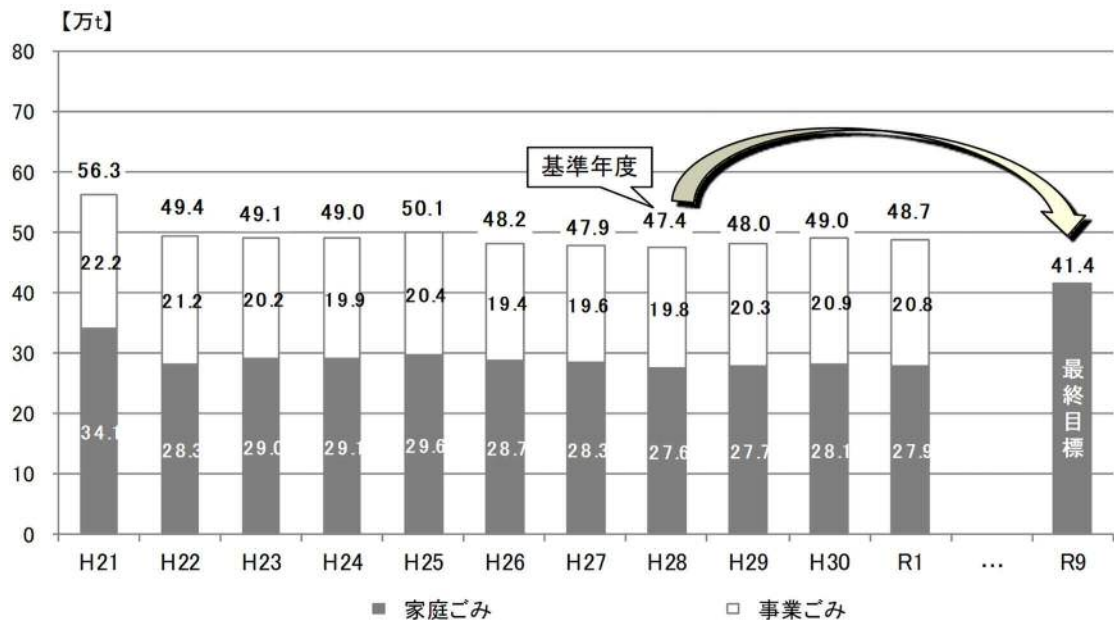
令和元年度のごみ排出量は、前年度と比べると微減となったものの、過去最少となった平成28年度からは微増傾向にあります。目標達成に向けて、例えば出前講座など市民・事業者と直接コミュニケーションをとることができる機会を増やすなど積極的に普及啓発を行う必要があります。しかし、令和元年度末より広まった新型コロナウイルス感染症により、積極的に行えない状況となっていることから、今後は感染対策を講じた新たな生活様式なども踏まえながら、より効果的なごみ排出量削減の在り方を模索して参ります。

(2) 廃棄ごみ量の減量目標

札幌市が処理する廃棄ごみ量を、2016年度（平成28年度）の47.4万tから6.0万t以上減量し、
2027年度（令和9年度）までに41.4万t以下 にすることを目指します。

ア 令和元年度の結果

令和元年度の廃棄ごみ量は486,706tとなり、平成28年度に比べて13,040t増加しました。



イ 評価と今後の課題

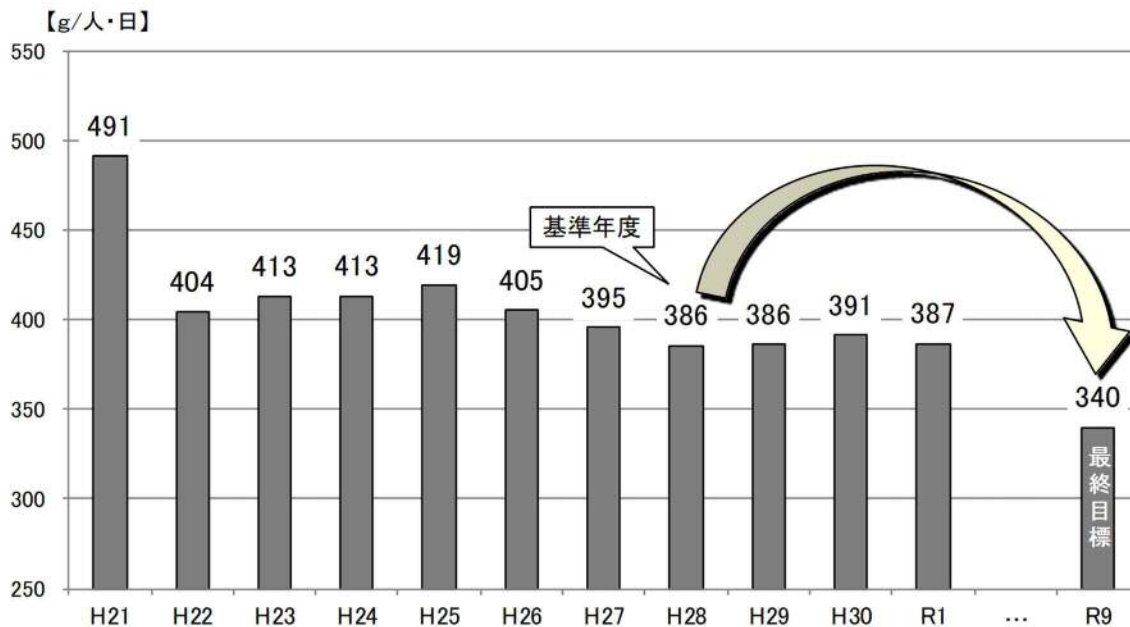
令和元年度の廃棄ごみ量は、前年度と比べると微減となったものの、過去最少となった平成28年度から微増傾向にあります。目標達成に向けて、市民・事業者・札幌市が協働し、資源物の適正排出や食品ロス削減を推進するなど、廃棄ごみ量の減量に努めます。

(3) 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標

家庭から出る廃棄ごみ量を、2016 年度（平成 28 年度）の市民 1 人 1 日当たり 386 g から 46 g 以上減量し、
2027 年度（令和 9 年度）までに 340 g 以下 にすることを目指します。

ア 令和元年度の結果

令和元年度の家庭から出る 1 人 1 日当たり廃棄ごみ量は 387 g となり、平成 28 年度に比べて 1 g 増加しました。



イ 評価と今後の課題

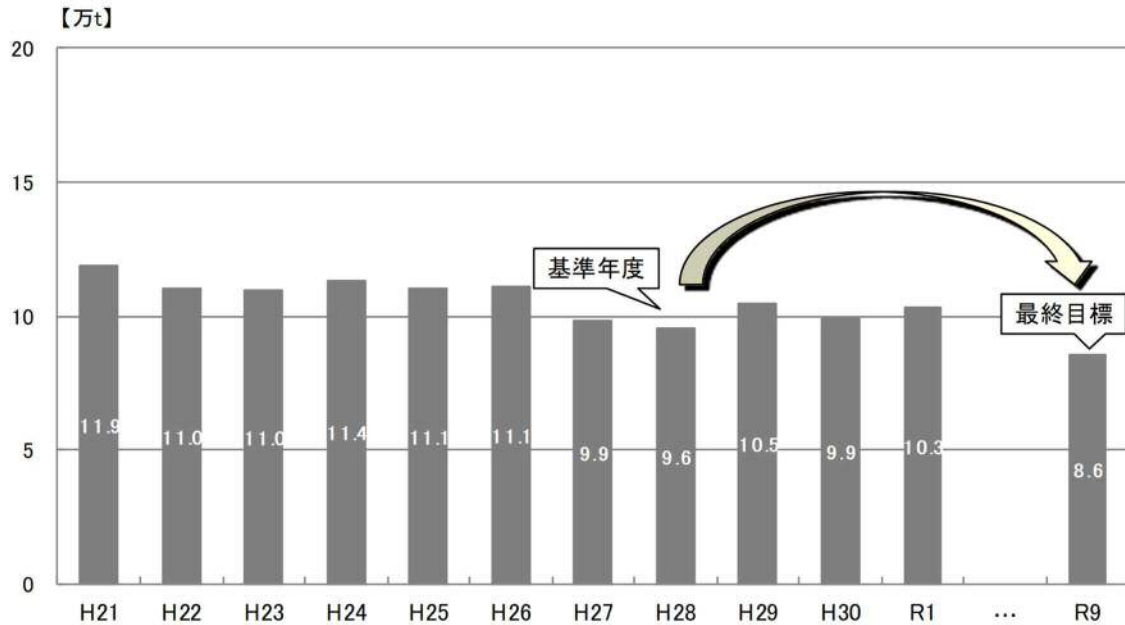
令和元年度の家庭から出る 1 人 1 日当たり廃棄ごみ量は、前年度と比べると微減となったものの、過去最少となった平成 28・29 年度から微増傾向にあります。目標達成に向けて、資源物の適正排出や食品ロス削減を推進するなど、家庭から出る廃棄ごみ量の減量に努めます。

(4) 家庭から出る生ごみ量の減量目標

家庭から出る生ごみ量を、2016 年度（平成 28 年度）の 9.6 万 t から 1.0 万 t 以上減量し、
2027 年度（令和 9 年度）までに 8.6 万 t 以下 にすることを目指します。

ア 令和元年度の結果

令和元年度の家庭から出る生ごみ量は 103,213 t となり、平成 28 年度に比べて 7,457 t 増加しました。



イ 評価と今後の課題

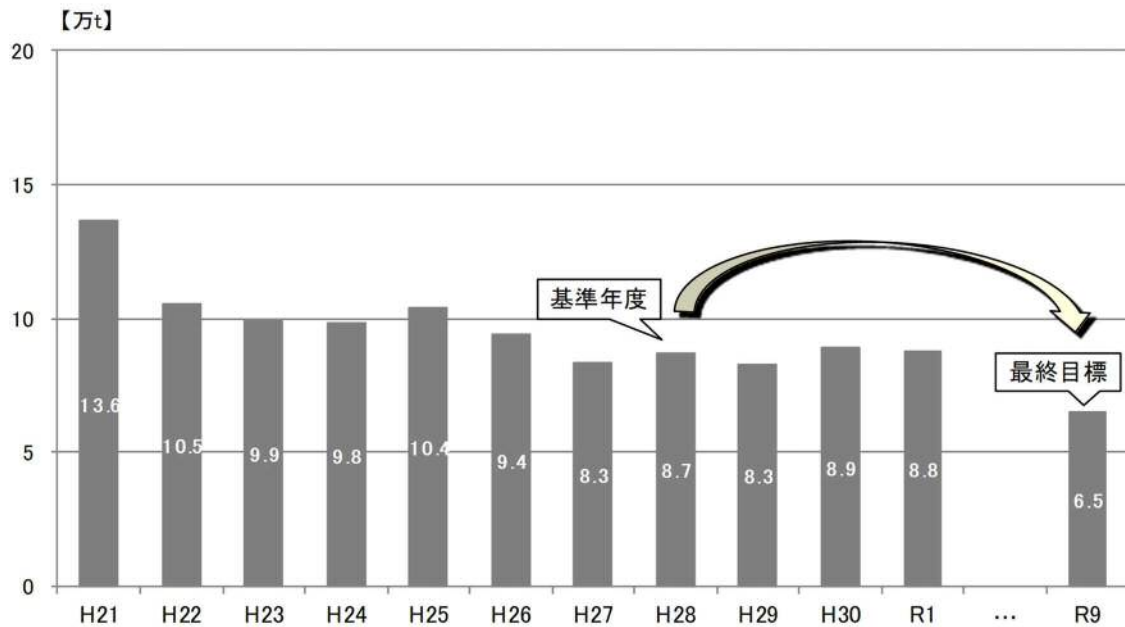
令和元年度の家庭から出る生ごみ量は、過去最少となった平成 28 年度から微増傾向にあります。目標達成に向けて、食品ロスの削減や、生ごみの水切りの普及啓発、堆肥化の促進など、家庭から出る生ごみ量の減量に努めます。

(5) 埋立処分量の減量目標

埋立処分量を、2016年度（平成28年度）の8.7万tから2.2万t以上減量し、**2027年度（令和9年度）までに6.5万t以下** にすることを目指します。

ア 令和元年度の結果

令和元年度の埋立処分量は87,875tとなり、平成28年度に比べて725t増加しました。



イ 評価と今後の課題

令和元年度の埋立処分量は、前年度と比べると微減となったものの、過去最少となった平成29年度から微増しました。目標達成に向けて、家庭ごみの減量・リサイクルの促進とともに、自己搬入ごみの検査体制の強化、埋立処理場での産業廃棄物の受け入れ品目の縮小、焼却灰リサイクルの推進等に努めます。

(6) 目指せいちばん！スリム目標と実績一覧表

項 目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (基準年度)	H29	H30	R1	R9 (最終目標)	
												H28(基準年度)比	
人口(人)	1,904,278	1,914,434	1,921,935	1,928,776	1,936,189	1,942,648	1,953,784	1,959,833	1,962,918	1,965,940	1,970,052	10,219 (0.5%)	
ごみ排出量													
ごみ排出量(t)	680,342	630,765	615,940	613,901	624,075	602,573	598,658	591,462	597,555	606,300	602,220	10,758 (1.8%)	523,000
家庭ごみ量(t)	440,055	403,413	399,484	400,418	406,641	395,358	390,581	382,207	382,974	385,898	383,283	1,075 (0.3%)	
事業ごみ量(t)	240,287	227,352	216,455	213,483	217,435	207,215	208,078	209,254	214,581	220,402	218,937	9,683 (4.6%)	
廃棄ごみ量													
廃棄ごみ量(t)	563,359	494,249	491,376	490,367	500,526	481,858	478,516	473,666	479,880	489,725	486,706	13,040 (2.8%)	414,000
家庭から出る廃棄ごみ量													
1人1日当たり(g)	491	404	413	413	419	405	395	386	386	391	387	1 (0.3%)	340
家庭から出る生ごみ量													
生ごみ量(t)	119,132	110,195	109,999	113,577	110,552	111,380	98,606	95,756	104,931	99,234	103,213	7,457 (7.8%)	86,000
埋立処分量													
埋立処分量(t)	136,265	105,463	99,144	98,034	104,344	94,184	83,473	87,151	82,898	89,458	87,875	725 (0.8%)	65,000

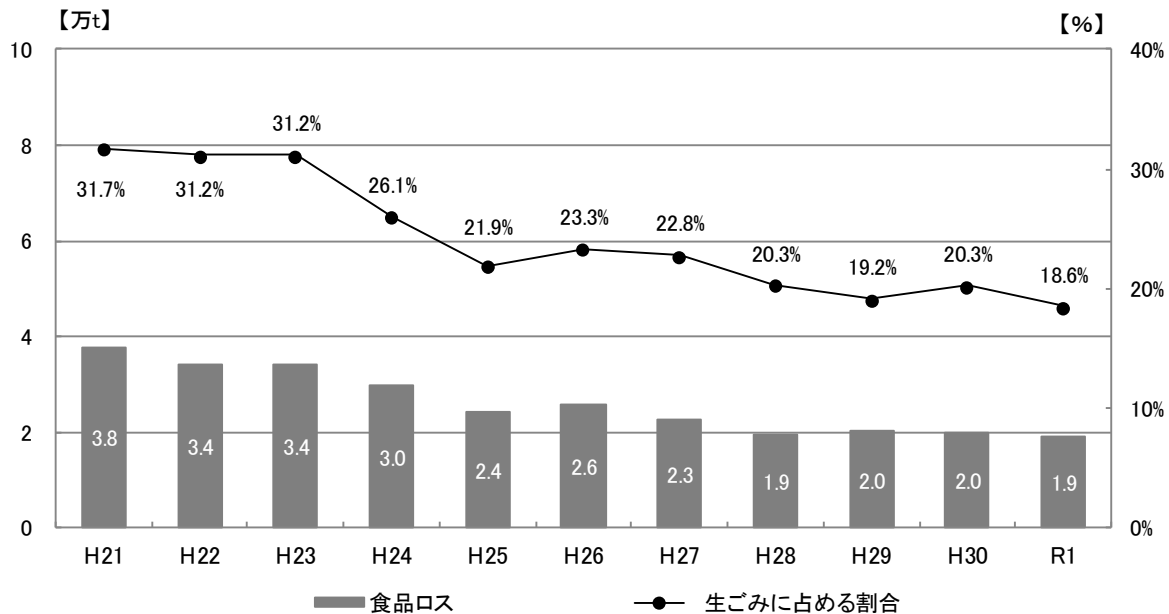
モニター指標と達成状況

「目指せいちばん！スリム目標」を達成するうえで特に重要と考えられる数値をモニター指標として設定し、その状況を把握することによって、目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標として、新たに設定します。

1 「モニター指標」

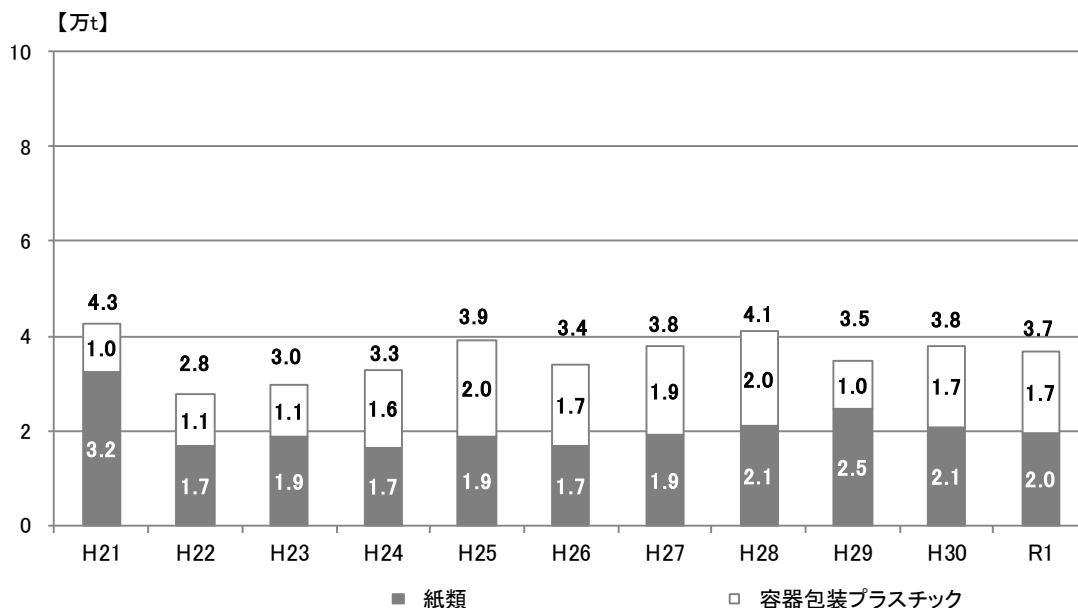
(1) 家庭から出る食品ロス量

家庭から出る生ごみには、未開封品や食べ残しなどの食品ロスが多く含まれています。2Rの取組を進めるに当たり、まずは食品ロスを削減することが効果的なため、家庭から出る食品ロス量の推移を把握します。



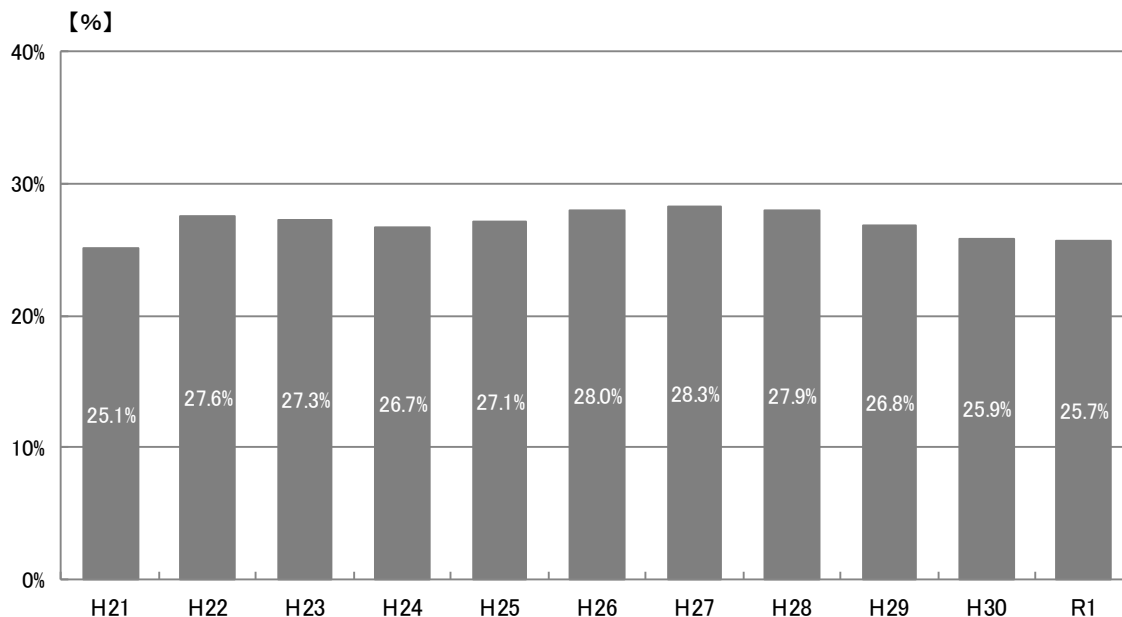
(2) 燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量

燃やせるごみの中には、分別すればリサイクル可能な紙類や容器包装プラスチックが多く含まれています。リサイクルを今まで以上に推進するためには、適切な分別が必要なため、燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量の推移を把握します。



(3) リサイクル率

容器包装プラスチックや雑がみなどを分別収集してリサイクルしたり、焼却灰をセメント原料としてリサイクルするなど、ごみを資源として活用することにより、天然資源の使用を抑え、環境負荷を低減することができます。このような資源の有効利用に関する取組状況を把握するため、リサイクル率の推移を把握します。



令和元年度のリサイクル率は25.7%となりました。

分別協力率※を見ると、びんは96%（H30は95%）、缶は95%（H30は96%）、ペットボトルは98%（H30は95%）と、100%近くで推移。それ以外の資源物は、「容器包装プラスチック」は59%（H30は57%）、「雑がみ」は54%（H30は59%）、「枝・葉・草」は91%（H30は85%）となっています。

今後の課題としては、引き続き、「容器包装プラスチック」や「雑がみ」の分別協力率の向上、集団資源回収をさらに促進していくことが求められます。

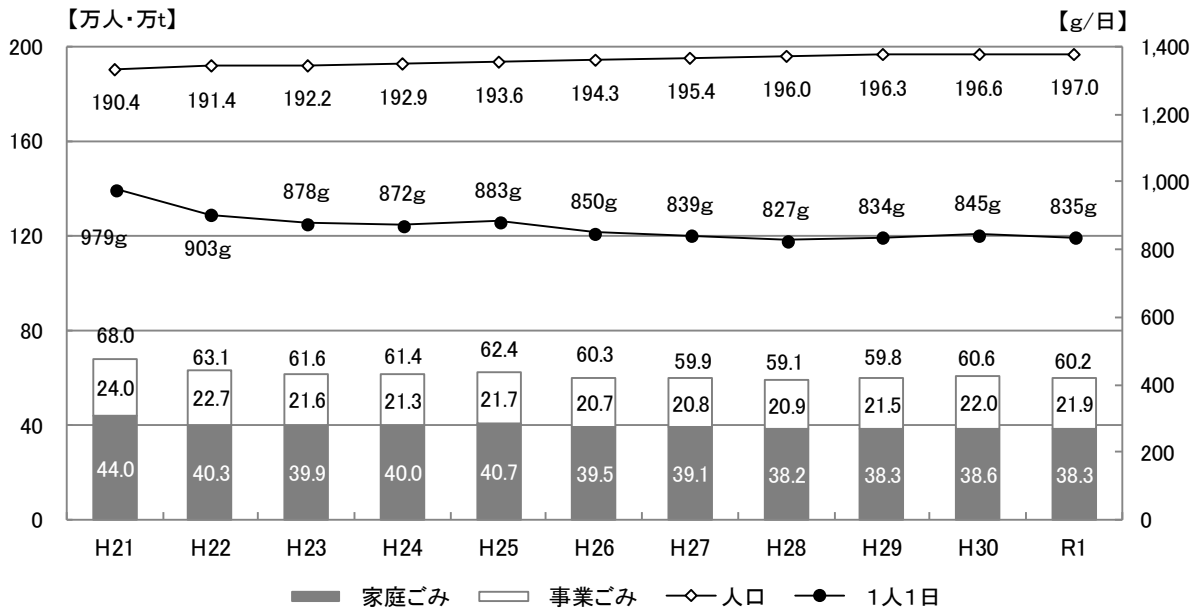
※ 分別協力率：ごみステーションに出されたある資源物の総量のうち、正しい収集日に正しく分別され出された量

$$\text{分別協力率} = \frac{\text{(A)のうち、正しく分別され出された量}}{\text{ごみステーションに出されたある資源物の総量 (A)}} \times 100$$

令和元年度のごみ量

1 ごみ処理量

本市が処理したごみ量は、602,220 t となりました。このうち、家庭ごみは 383,283 t で、前年度より 2,615 t (0.7%) 減少となり、事業ごみは 218,937 t で、前年度より 1,465 t (0.7%) の減少となりました。



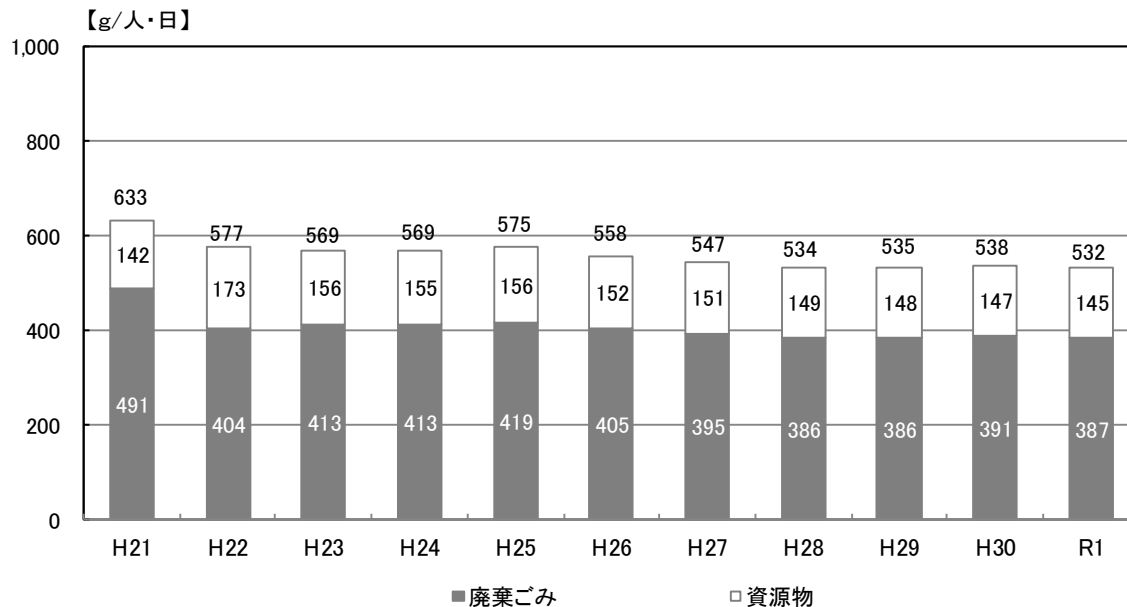
(注) 上記のごみ処理量は、廃棄ごみ(資源化できず、焼却処理や埋立処分しなければならないごみ)のほか、市の資源化施設で受け入れた以下の資源物を含みます。

- 家庭ごみ：「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」「雑がみ」「枝・葉・草」
- 事業ごみ：ごみ資源化工場に搬入された資源物

2 家庭ごみ量

家庭ごみを焼却や埋立処分する「廃棄ごみ」と資源化する「資源物」とに区分すると、市民1人1日当たりの廃棄ごみは387gと前年度に比べ4g（1.0%）の減少となり、資源物は145gと前年度に比べ2g（1.4%）の減少となりました。

なお、1人1日当たりの家庭から排出されるごみ排出量（「廃棄ごみ」＋「資源物」）は、532gと前年度に比べ6g（1.1%）の減少となりました。

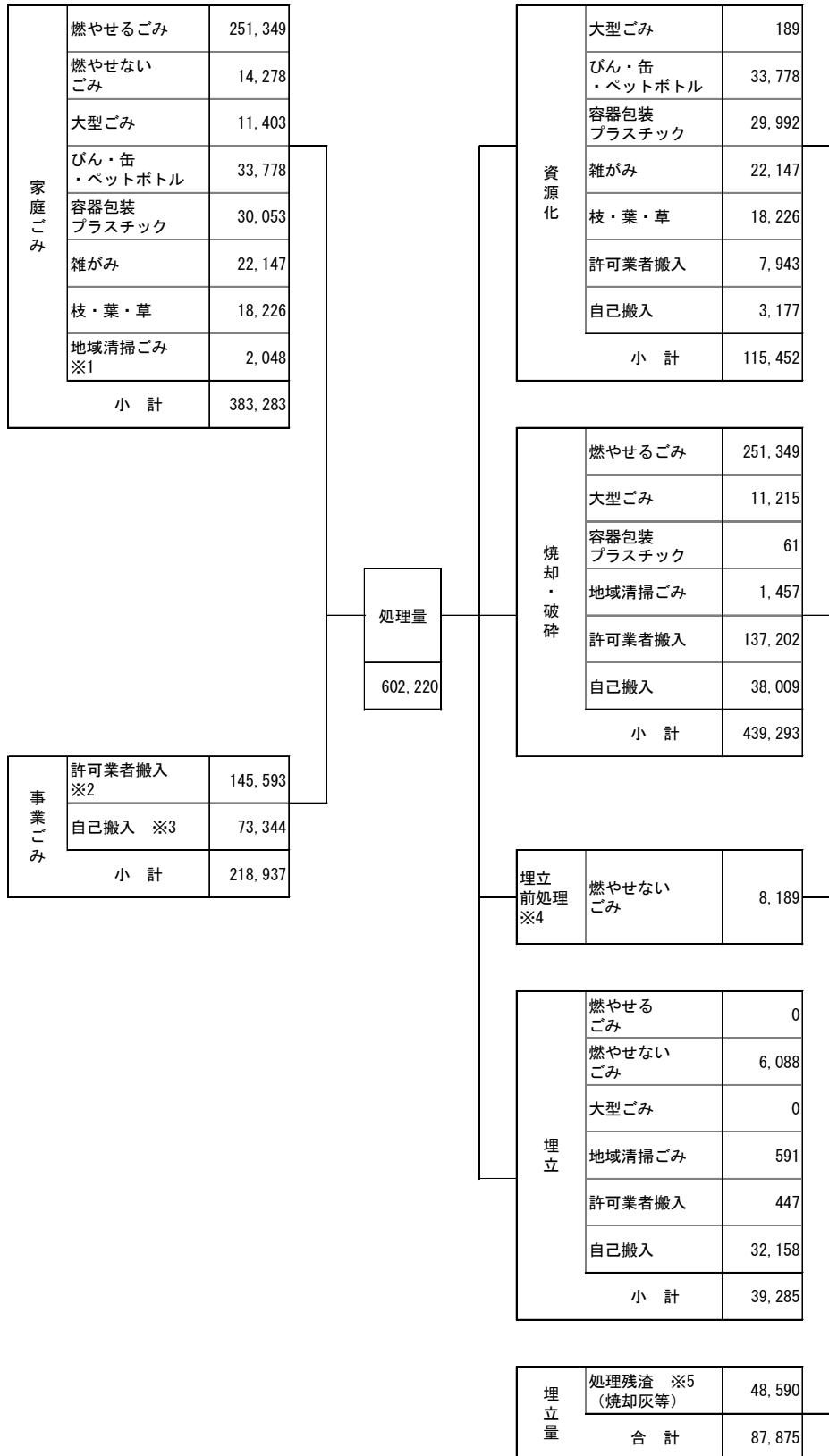


3 事業ごみ量

本市の施設で処理した事業ごみは218,937tで、前年度に比べ1,465t（0.7%）の減少となりました。また、資源物（ごみ資源化工場への搬入量）は11,121tで、前年度に比べ276t（2.4%）の減少となりました。

4 ごみ処理フロー

(単位：t)



※1 地域清掃ごみ：町内清掃などで発生するごみ

※2 許可業者搬入：(一財)札幌市環境事業公社が収集して搬入する事業ごみ

※3 自己搬入：(一財)札幌市環境事業公社以外の事業者などが搬入するごみ

※4 埋立前処理：燃やせないごみを減容化するために行う破碎処理

※5 処理残渣：焼却灰及び資源化処理、焼却・破碎処理、埋立前処理により生じた不燃残渣

令和元年度までに実施した事業

1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

【施策概要】

3R（リデュース＝ごみを出さない、リユース＝繰り返し使う、リサイクル＝再生利用）のうち、天然資源の節約に効果的な2R（リデュース、リユース）の取り組みについて、市民・事業者・関係団体と協力して進めていきます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 発生・排出抑制行動の習慣化の促進

H24～ ■ 市民によるごみ減量の取組を進めるため、「ごみ減量キャンペーン」を実施し、ポスター掲出、CM放映、啓発イベントの実施等により、市民への集中的な啓発を行いました。<<関連：4-3-(1)>>

(2) 事業者と連携した簡易包装等の推進

H20～ ■ 1 レジ袋削減
■ 簡易包装、レジ袋やトレイの削減など家庭ごみの減量につながる取り組みを実践する店舗や事業者に対して、「さっぽろエコメンバー登録制度」で認定を行いました。<<関連：4-3-(1)>>

■ 「さっぽろスリムネットオリジナルマイバッグ」をさまざまな機会をとらえて活用し、マイバッグの持参及び容器包装の減量について、普及啓発を行いました。
■ 平成20年6月から「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結したスーパーなどでレジ袋の有料化を開始しました。
 H21～ ■ 「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」に基づく取組結果の年次報告を行いました。また、取組結果の二酸化炭素量への換算を導入しました。

【R1参加者団体：11事業者、7市民団体】

【R1協定参加店舗数：175店舗】

H23～ ■ 2 容器包装の簡素化
■ 「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に参加し、関係機関と協働で市民、事業者、メーカーへのアンケート調査の実施やパネル展の開催など、容器包装簡素化への取り組みを行いました。
■ 「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に参加し、ごみ減量に繋がる容器包装の簡素化などで優れた取り組みを行っている事業者については、「容器包装簡素化大賞」として表彰し、イベント等で受賞品を展示する等、市民に積極的に紹介しました。

H23～ ■ 3 さっぽろエコメンバー登録制度
■ 家庭ごみの減量につながる取組の拡大を図るため、「さっぽろエコメンバー登録制度」の取組項目「環境配慮型製品・サービスの販売・提供」の中に、詰め替え・量り売りの推進を加えました。

(3) 市民・事業者・関係団体との協働によるごみ発生・排出抑制の推進

H17～ ■ ごみ減量につながる具体的な行動を展開することを目的に、市民・事業者・札幌市の協働で設立した「ごみ減量実践活動ネットワーク」（通称：さっぽろスリムネット）の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の主体的かつ具体的な実践活動の促進を支援するため、次に掲げるプロジェクトにおいて、さまざまな事業を展開するとともに、広く市民・事業者に参加を呼びかけ、ごみ減量実践者の輪の拡大に努めました。

【R1札幌市負担金決算額：360万円】

H19～	<p>1 資源物回収促進事業</p> <p>■ 家庭で作成した生ごみ堆肥を、清掃事務所などで受け入れ、回収後に二次処理を行いました。また、二次処理後の堆肥は、年度により利用方法を検討し、市民への無料配布や大通公園及び市内の農地などで活用しました。</p> <p style="text-align: right;">【R1 受入量：1697.3kg】</p>
H22～	<p>■ 生ごみの減量・堆肥化方法をわかりやすく説明したDVDの貸し出しを行い、ホームページでの動画配信等を行いました。</p> <p>■ ダンボールの資源化の促進及び市民の利便性の向上のため、スーパーと共同でダンボールの回収ボックスを設置しました。<<関連：2-2-(2)>></p>
H24～H27	<p>■ 市民が色々な資源物を持ち込める臨時拠点を、スーパーマーケットの駐車場等に実験的に設置しました。</p>
H17～	<p>2 普及啓発活動</p> <p>■ ごみ減量・リサイクルに関する市民議論の活性化を図るため、「さっぽろスリムネットフォーラム」を開催し、ごみ減量・リサイクルに関わる情報提供を行いました。</p>
H18～	<p>■ 環境広場さっぽろなどのイベントに参加し、パネル展示、クイズなどを実施し、ごみ減量の普及啓発を行いました。</p> <p>■ ホームページなどにより、資源物回収拠点などのごみ発生・排出抑制のための情報提供を行いました。</p> <p>■ 子どもたちがゲームを楽しみながらごみの減量を学ぶ「買い物ゲーム」等の出張講座を開催しました。</p> <p style="text-align: right;">【R1 実施回数：28回、参加者数：793人】</p>
H24	<p>■ 子どもたちが楽しみながら、ごみの減量を中心に、環境について学ぶことができるオリジナルの「環境かるた」を作製し、市内の全児童会館・ミニ児童会館に寄贈しました。</p>
H25～H27	<p>■ 札幌市内の小学4～6年生を対象に、「もったいない」をテーマとしたごみ減量の紙芝居を募集し、入賞作品を決定しました。</p>
H28～	<p>■ 札幌市内の小学年生を対象に、ごみの減量やリサイクルをテーマとしたポスターを募集し、令和元年度は512点の応募作品の中から、最優秀賞1点、優秀賞2点、奨励賞12点の計15点の入賞作品を決定しました。</p>
H30～	<p>■ 家庭の食品ロスを削減するため、市民を対象とした料理教室等を開催することで、生ごみの減量の普及啓発を行いました。</p>
R1	<p>■ 海洋プラスチックごみ問題について、啓発パネルの作成・展示や啓発デザインを作成しました。</p>
(4) 環境配慮型製品購入などの促進に向けた取組	
H13～	<p>■ 札幌市の環境方針に「環境負荷の少ない製品やサービスの利用の推進」を掲げ、率先して環境配慮型の製品の購入（グリーン購入）を推進してきました。</p>
H14～	<p>■ グリーン購入の対象となる品目とその判断基準（どのような物品などを優先的に調達するか）の基準）を定めた「札幌市グリーン購入ガイドライン」を発行し、毎年度、内容の見直しを行ってきました。</p> <p style="text-align: right;">【R1 ガイドライン：20分野、242品目指定】</p>

● 問い合わせ先

(1) (2) (3) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2928

(2) (4) 環境都市推進部 環境政策課

電話 211-2877

● 備考

(3) リサイクル推進基金

アルミ缶などの売却益の一部を原資とする「リサイクル推進基金」の運用益等を「ごみ減量推進キャンペーン」、「さっぽろスリムネットへの支援」、「資源回収ボックス設置助成金」等の事業に充当しています。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
基金造成額	0	0	10,000,000	0	0	0	0
運用益	12,029,099	12,568,210	12,982,177	12,645,000	12,355,641	10,985,000	10,397,000
決算余剰	0	0	0	0	416,841	0	74,620
一般会計繰入額	12,029,099	12,568,210	47,982,177	12,645,000	57,355,641	36,985,000	10,397,000
年度末残高	808,321,102	808,321,102	783,321,102	783,321,102	738,737,943	712,737,943	712,812,563
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基金造成額	0	0	0	0	0	0	0
運用益	10,014,743	9,912,611	9,976,794	9,028,321	8,001,403	6,436,462	6,264,562
決算余剰	324,944		0	0	0	0	0
一般会計繰入額	10,014,743	9,912,611	9,976,794	9,028,321	8,001,403	6,436,462	6,264,562
年度末残高	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507

※ 市の財政状況がひっ迫していることから、平成 21 年度から同基金への造成（積立て）を凍結しています。

2 生ごみ減量の促進に向けた取組

【施策概要】

家庭から出る食品ロスの削減の促進や、水切りの推進など、生ごみの減量に向けた取り組みを進めていきます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 家庭における食品ロス削減の促進

- | | |
|------|---|
| H24 | <ul style="list-style-type: none"> 市民から生ごみ減量レシピを募集し、レシピ集を作成、配布しました。 |
| H26 | <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ減量普及啓発DVDを作成し、市内小学校、中学校、高等学校に配布しました。 生ごみをなるべく出さないような調理方法を伝える料理教室を開催しました。 スーパーにおける啓発ポスターの掲示及び店内放送を実施しました。 <p><<関連：4-3-(1)>></p> |
| H27 | <ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減スローガン募集を実施しました。 【H27 応募件数：505 件】 食品ロス削減をテーマにしたシンポジウムを開催しました。 【H27 参加者数：269 人】 食品ロスを削減できるレシピを伝える料理教室と冷蔵庫整理術講座を実施しました。 【H27 参加者数：275 人】 商業施設等で食品ロス削減を啓発するイベントを実施しました。 【H27 啓発リーフレット配布数：30,389 部】 食品ロスの削減を呼びかけるポスターを作成し、公共施設や公共交通機関、スーパー等に掲示しました。また、CMを作成し、街頭ビジョンやインターネットで放映しました。<<関連：4-3-(1)>> 商業施設等で食品ロス削減を啓発するイベントを実施しました。 【R 1 啓発リーフレット配布数：61,600 部】 |
| H28～ | <ul style="list-style-type: none"> 食品ロスを削減する冷蔵庫整理術セミナーやイベントを実施しました。 食品ロスの削減を呼びかけるポスターを作成し、公共施設や公共交通機関、スーパー等に掲示しました。また、CMを作成し、街頭ビジョンやインターネットで放映しました。<<関連：4-3-(1)>> |
| R1 | <ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの削減等を呼びかけるテレビ番組の制作・放送をしました。 |

(2) 生ごみ水切り促進

- | | |
|------|---|
| H25～ | <ul style="list-style-type: none"> 札幌市立大学、生活用品メーカー、札幌市による産学官共同研究により“札幌発”生ごみ水切り器を開発し、市民に配布しました。なお、現在は全国で販売されています。 ごみ減量キャンペーンを実施し、CM放映、ポスター掲出、啓発イベント等により市民に生ごみの水切りを呼びかけました。<<関連：4-3-(1)>> |
|------|---|

● 問い合わせ先

(1) (2) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2928

3 リユース機会の提供

【施策概要】

不要になったものを繰り返し使う「リユース」の機会が増えるよう、積極的に情報提供等を行っています。

令和元年度までに実施したこと

(1) リユースの促進に向けた取組

H16～	<p>■ 平成16年度から白石清掃事務所跡地を利用して「リユース広場」を開催してきましたが、この事業を拡大し、21年4月に厚別清掃工場跡地にリユースプラザを開設しました。</p>
H21～	<p>■ リユースプラザにてリユース品の展示提供、ごみ減量講座などの開催及び各種イベントへの参加・開催などを通じ、市民に対し、リユース・リサイクルについての情報発信を行いました。<<関連：2-2-(2)>></p>
<p>【R1開催日数：283日、来場者数：37,320人、リユース品提供個数：2,495個、講座受講者数：573人、イベント参加者数：1,859人】</p>	
H25～	<p>■ ごみ分けガイド及び札幌市ホームページにリターナブルびん回収協力店を掲載しました。<<関連：2-2-(1)>></p>

(2) 古着回収の推進

H26～	<p>■ 古着のリユース促進のため、平成26年10月から地区リサイクルセンターで古着の回収を開始しました。</p>
H27～	<p>■ 古着のリユース促進と市民の利便性の向上のため、平成27年5月に「札幌クリーニング協同組合」と協定を締結し、同年6月から組合加盟の協力店で、古着の無料回収を開始しました。また、同年8月には、清掃事務所（中央清掃事務所除く）と処理場管理事務所を回収拠点に追加しました。</p>
<p>【R1クリーニング店：70店、清掃事務所等：6か所 地区リサイクルセンター：4か所、回収量：169t】</p>	

● 問い合わせ先

(1) (2) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2928

● 備考

(1) リユースプラザ

リユース家具・自転車の展示提供のほか、ごみ減量に関する教室・講座を開催する普及啓発拠点です（平成 21 年 4 月 19 日オープン）。資源物の持ち込みが可能な「地区リサイクルセンター」を併設しています。

- ・所在地：札幌市厚別区厚別東 3 条 1 丁目 1-10
（厚別地区リサイクルセンター併設）
- ・家具の販売、資源物の受入時間：午前 10 時～午後 4 時
- ・受入日：火曜日～日曜日、祝日（年末年始、月曜日は休み。月曜日が祝日の場合はその翌平日）



4 国や製造・販売業界への働きかけ

【施策概要】

国や製造・販売業界に対して、生産・流通・販売段階における発生抑制のしくみをつくとともに、回収・リサイクルシステムを整備することを強く働きかけます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 拡大生産者責任（EPR）の徹底

H27～ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集や選別にかかる費用は自治体が負担しています。このため、これらの費用を事業者負担とし、拡大生産者責任を推進するよう、大都市清掃事業協議会や(公社)全国都市清掃会議を通じて国に要望してきました。

(2) 排出禁止物への対応

H28～ 農薬や廃油、ピアノなど、札幌市での収集・処理が困難なものについては「市が収集しないごみ」としてステーションへの排出を禁止しています。これらについて、拡大生産者責任の観点から、製造メーカーにより安全に収集・処理される仕組みをつくるよう、大都市清掃事業協議会や(公社)全国都市清掃会議を通じて国に要望してきました。

● 問い合わせ先

(1) (2) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2912

● 備考

(1) 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）とは？

拡大生産者責任とは、生産者が自ら生産する製品について、生産・使用段階だけでなく、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。

【拡大生産者責任（EPR）の範囲】

生産・流通段階	消費段階	廃棄物処理段階
<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の安全性 ● 生産工程から環境への汚染排出の防止と管理 ● 産業廃棄物の十分な管理に対する資金的・法律的な責任 	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な製品に関する民事的な責任 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費後の製品の管理に関する資金的・物理的責任
← 従来の生産・流通業者の責任範囲 →		←従来の行政の責任範囲→
← 拡大された生産者責任（EPR）の範囲 →		

1 分別・排出ルール of 周知・徹底

【施策概要】

市民によるごみの適正な分別及び排出を推進するため、効果的に周知を行うよう努めます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 市民の分別意識を高めるための普及啓発

H20	<p>■ 新ごみルールの十分な周知を図るため、平成 20 年 11 月から 21 年 6 月末まで、市内各地域で、地域住民や各種団体などを対象に新ごみルールの説明会を 2,692 回開催しました。また、7 月以降は、出前講座を活用して市民への周知を図りました。</p> <p><<関連：4-1-(3)・(4)>></p> <p style="text-align: right;">【H20 説明会参加人数：延べ 130,260 人 (20 年 11 月～)】</p> <p style="text-align: right;">【H20 出前講座開催回数：54 回、参加人数：3,302 人】</p>
H21	<p>■ 新ごみルールの導入に伴う新たなごみ分別・排出ルールの周知を図るため、「家庭ごみ収集日カレンダー」とともに、「ごみ分けガイド」と「お試し袋」を市内全世帯に配布しました。</p>
H22	<p>■ ごみの分別・排出ルールの周知を図るため、「広報さっぽろ」とともに、「家庭ごみ収集日カレンダー」と「資源とごみの分け方・出し方」を市内全世帯に配布しました。</p>
H22～	<p>■ 3 月に市内各大学や専門学校に依頼し、「ごみ排出ルールのリーフレット」を新入生に配布しました。</p>
H23	<p>■ 平成 23 年 4 月からの新聞・雑誌・ダンボールの排出ルールの変更について広く周知するため、市有施設や大学等へのポスター掲示、テレビCM、広報さっぽろ、町内会回覧、リーフレットの全世帯配布など様々な媒体を活用して、ルールの浸透に努めました。</p>
H24	<p>■ 知的障がいのある方や字を読むことがつらくなった高齢者などを対象としたごみの分別支援策として、イラストを主体とし、文字を大きくした「わかりやすいごみ分けガイド」を作成しました。</p>
H25～	<p>■ ごみの分別・排出ルールのより一層の周知を図るため、年々普及率の高まっているスマートフォンやタブレット端末で利用できる無料アプリ「札幌市ごみ分別アプリ」を配信しました。</p>
H26	<p>■ ごみの減量・リサイクルの推進を目的として、「ごみ分けガイド」の内容をリニューアルした上で、新ごみルール開始以来となる、全戸配布を行いました。</p>
H26～	<p>■ クリーンさっぽろ衛生推進協議会との共同事業として、ごみの減量・リサイクルの推進を目的とした出前講座「さっぽろクリーンミーティング」を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【R 1 出前講座開催回数：251 回、参加人数：20,584 人】</p> <p>■ 環境問題や清掃行政について、より一層の関心を持つきっかけとなるよう、ごみ収集車の荷箱内部の様子やごみを巻き込む機械の仕組みが見えるスケルトン型ごみ収集車を製作し、各地域のイベント等に参加しました。また、より市民にとって身近な車両となるよう愛称を募集し、スケルトン型ごみ収集車の愛称を「GO！ミエール号」としました。</p> <p style="text-align: right;">【R 1 延べ展示日数：106 日 (札幌市イベント：8 日、小学校出前教室：84 日 その他：14 日)】</p>
H28～H29	<p>■ スケルトン型ごみ収集車を 1 台増車して、2 台体制としました。</p> <p>■ スプレー缶・カセットボンベの排出方法が変更に伴う、ごみ分別・排出ルールの周知を図るため、「ごみ分けガイド」、「わかりやすいごみ分けガイド」の内容をリニューアルしました。</p>

(2) 紙類と容器包装プラスチックの適正排出の促進

H27	<p>■ 紙類・容器包装プラスチックの適正排出について周知・促進させることを目的とし、「ごみ減量キャンペーン」を実施しました。ポスター掲出やCM放映、商業施設等での啓発イベントにおけるリーフレットや雑がみ・容器包装プラスチック分別のコツが印刷されたごみ袋の配布等により、市民への普及啓発を行いました。</p> <p><<関連：4-3-(1)>></p>
-----	--

● 問い合わせ先

(1) (2) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2928

(1) 環境事業部 業務課

電話 211-2916

2 資源回収の促進に向けた取組

【施策概要】

市民による自主的な資源化を促進するため、集団資源回収の利用しやすい環境づくりを進めるとともに、回収拠点の利便性を高めます。

(1) 集団資源回収の更なる促進

H3～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集団資源回収は市民が身近に取り組めるリサイクル方法であることから、この取り組みの促進を図るため、実施団体に奨励金を交付しました。
H14～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収業者に対して、奨励金を交付しました。
H21～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集団資源回収の促進を図るため、平成 21 年 7 月から実施団体への奨励金の単価を 2 円/kg から 3 円/kg に引き上げました。
H22～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収業者への奨励金について、平成 22 年 7 月からダンボール・布類の単価を 1 円/kg から 4 円/kg に増額し、集団資源回収への誘導を強化する一方、回収が定着している新聞紙の単価を 0 円/kg としました。 ■ 回収業者と連携して、集団資源回収未登録の町内会に対し、古紙類の回収手段を調査し、資源回収を行っていない町内会に集団資源回収への参加を呼びかけるなど、未実施地区の解消に向けた取り組みを推進しました。 ■ 集団資源回収の回収日や回収場所についての調査データをホームページで公開し、集団資源回収の実施状況を調べることができるようになりました。
H23～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電話申込により個人宅への古紙回収を実施する家庭系古紙引取案内について、広報誌やホームページ等で利用を呼びかけました。
H26	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内会などの団体や回収業者に布類・リターナブルびん等の回収を呼びかけました。 <<関連：1-3-(1)>>
<p>【R 1 回収量：45,390 t、奨励金交付団体数：4,296 団体、 奨励金決算見込み額：1 億 7,766 万円】</p>	
H27	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施団体への奨励金について、平成 27 年回収分から平成 26 年分と比較し、全体回収量合計の増加部分に対し 3 円/kg、さらにびん、金属、布の回収量合計の増加部分に対し 7 円/kg の加算金を交付することとしました。
H30～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集団資源回収を利用していない共同住宅入居者の新規参加を促すため、清掃事務所が町内会による参加呼びかけを支援しました。
<p>【R 1 集団資源回収地域コーディネート実施団体数：9 団体】</p>	

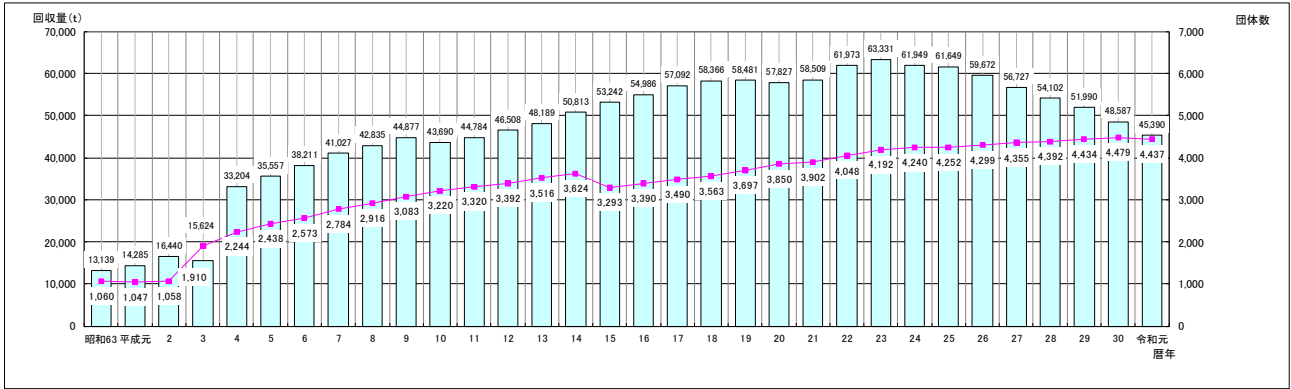
(2) 回収拠点の利便性の向上

<p>1 回収拠点の利便性の向上</p>	
H16～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 16 年 10 月から家電販売店やホームセンターの協力を得て、店頭での廃蛍光灯の拠点回収を開始し、以降、蛍光灯回収協力店の募集や資源物としての持ち込みについて PR を行いました。
<p>【R 1 協力店 220 店舗、回収量：107 t】</p>	
H18～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 古紙回収ボックスや地区リサイクルセンター、コンビニエンスストアなどで実施している拠点回収などの情報を、新ごみルールの説明会やホームページなどで積極的に提供しました。
<p>【R 1 古紙回収ボックス：19 か所、地区リサイクルセンター 4 か所 古紙回収協力店：117 店、セイコーマート（市内全店）】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新ごみルールの説明会やホームページなどで、資源回収ボックス「e c o（エコボックス）」の設置を積極的に呼びかけました。 	
<p>【R 1 エコボックス：37 か所】</p>	

H22～	<ul style="list-style-type: none"> 収集頻度が限られる集団資源回収を補完し、古紙回収の推進を図るため、地区センター等に古紙回収ボックスを設置しました。
H23～	<ul style="list-style-type: none"> ダンボールの資源化の促進及び市民の利便性の向上のため、スーパーと共同でダンボールの回収ボックスを設置しました。〈〈関連：1-1-(3)〉〉
H24～	<ul style="list-style-type: none"> 区役所や区民センターに設置された古紙回収ボックスの休日利用を開始しました。
2 「地区リサイクルセンター」の設置	
H20	<ul style="list-style-type: none"> 中央清掃事務所及びリユースプラザに設置された「地区リサイクルセンター」の運営管理を行い、16品目の資源物を回収しました。〈〈関連：1-3-(1)〉〉
H22	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月から、廃インクカートリッジを新たに収集品目に追加し、17品目となりました。また、平成23年3月に「西地区リサイクルセンター」をリサイクルプラザ二十四軒サテライト内に開設しました。
H24	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性向上のため、「西地区リサイクルセンター」の受入時間を変更しました。
H25	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月から小型家電、12月からスプレー缶・カセットボンベを新たに収集品目に追加し、19品目となりました。
H26	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月から、古着を新たに収集品目に追加し、20品目となりました。また、同月に「北地区リサイクルセンター」を開設しました。
H29	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月から、水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計を新たに収集品目に追加し、21品目となりました。
H30	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月から、ライターを新たに収集品目に追加し、22品目となりました。
【R1回収量：768 t】	
3 廃食油の回収と資源化	
H18～	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から出される使用済み食用油をバイオディーゼル燃料にリサイクルするため、レストランやスーパーのほか、まちづくりセンターなどの市有施設を拠点として、廃食油資源化企業と協働で回収を行いました。〈〈関連：1-1-(3)〉〉
【R1回収拠点数：370か所、回収量：240,552 L】	
(3) 小型家電リサイクルの更なる推進	
H25～	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月から、区役所等の市有施設や認定事業者と連携し、回収ボックスを設置するなど、市内で小型家電の無料回収を始めました。 平成26年2月からは、国の実証事業の機会を活用し、市内商業施設での無料回収を始めたほか、10月には新設した北地区リサイクルセンター、12月には市内商業施設3か所に回収ボックスを増設しました。
【R1ボックス回収（無料）：36か所、回収量：196 t】	
	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座「クリーンミーティング」や、チラシ、ポスターなどを活用し、多くの市民に回収ボックスの利用を呼びかけました。また、事業者の取り組みもあわせて周知することで、市民の利便性向上と市内の小型家電の回収量増加に努めました。
(4) 資源回収に関する積極的な情報発信	
H18～	<ul style="list-style-type: none"> 回収拠点の場所や回収品目について、ホームページ等でわかりやすく広報するとともに、公共施設、スーパー、ごみ減量イベント等でポスターの掲示やチラシを配布するなど積極的な情報提供を行いました。 また、コンビニエンスストアなどが自主的に実施する資源回収に関する情報をホームページに掲載するなど、市民が幅広い選択肢の中で資源物を排出できるように情報提供を行いました。
(5) 民間の回収拠点における回収量の把握	
H20～	<ul style="list-style-type: none"> 民間の回収拠点における回収量について把握に努めました。

備考

(1) 集団資源回収量・登録団体数



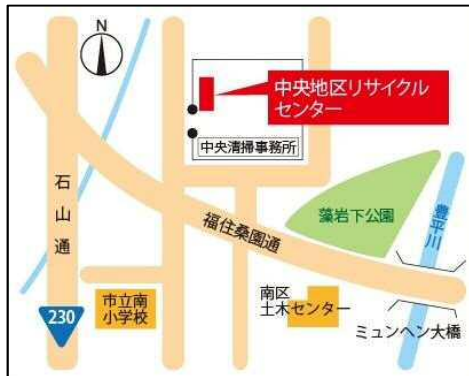
年(暦年)	昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
登録団体数	1,060	1,047	1,058	1,910	2,244	2,438	2,573	2,784	2,916	3,083	3,220	3,320	3,392	3,516	3,624	3,293	
回収量	紙	11,327	12,490	15,000	14,072	29,761	32,309	35,050	37,955	40,134	42,186	41,539	43,690	45,615	47,424	50,106	52,889
	びん	1,716	1,674	1,355	1,381	3,043	2,748	2,697	2,618	2,254	2,255	1,776	1,034	843	726	669	314
	金属	72	104	67	145	304	401	391	386	385	377	340	25	13	5	6	5
	布	23	18	18	27	96	99	73	68	62	59	35	35	37	34	32	34
(t) 計	13,139	14,285	16,440	15,624	33,204	35,557	38,211	41,027	42,835	44,877	43,690	44,784	46,508	48,189	50,813	53,242	
年(暦年)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	
登録団体数	3,390	3,490	3,563	3,697	3,850	3,902	4,048	4,192	4,240	4,252	4,299	4,355	4,392	4,434	4,479	4,437	
回収量	紙	54,675	56,823	58,120	58,236	57,570	58,261	61,740	63,063	61,653	61,275	59,262	56,280	53,614	51,501	48,047	44,845
	びん	267	234	212	205	201	191	171	165	151	147	138	134	128	123	119	106
	金属	4	5	11	22	38	35	35	70	102	153	190	225	275	283	318	327
	布	40	30	23	18	18	22	27	33	43	74	82	88	85	83	103	112
(t) 計	54,986	57,092	58,366	58,481	57,827	58,509	61,973	63,331	61,949	61,649	59,672	56,727	54,102	51,990	48,587	45,390	

(2) 地区リサイクルセンター

地区リサイクルセンターには、古紙や廃食油、蛍光管、古着などさまざまな資源物を一度にまとめて持ち込むことができます。また、土日も開設していますので、休日に「まとめ出し」ができる便利な回収拠点です。

○ 中央地区リサイクルセンター

- ・所在地：札幌市南区南 30 条西 8 丁目 7-1
(中央清掃事務所敷地内)



- ・受入時間：午前 10 時～午後 3 時
- ・休館日：年末年始

○ 西地区リサイクルセンター

- ・所在地：札幌市西区二十四軒 4 条 1 丁目 5
(リサイクルプラザ二十四軒サテライト内)



- ・受入時間：午前 10 時～午後 4 時
- ・休館日：年末年始、月曜日
(月曜日が祝日の場合はその翌平日)

○ 厚別地区リサイクルセンター

- ・所在地：札幌市厚別区厚別東 3 条 1 丁目 1-10
(リユースプラザ内)



- ・受入時間：午前 10 時～午後 4 時
- ・休館日：年末年始、月曜日 (月曜日が祝日の場合はその翌平日)

○ 北地区リサイクルセンター

- ・所在地：札幌市北区あいの里 2 条 6 丁目 1-10
(廃棄物空気輸送センター内)



- ・受入時間：午前 10 時～午後 4 時
- ・休館日：年末年始、月曜日
(月曜日が祝日の場合はその翌平日)

● 問い合わせ先

(1) (2) (3) (4) (5) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2928

施策2

分別・リサイクルの取組促進

3 生ごみ資源化の促進に向けた支援

【施策概要】

生ごみを資源として活用するため、生ごみの堆肥化を促進します。

令和元年度までに実施したこと

(1) 家庭における自主的な生ごみ資源化の支援

H17～	<ul style="list-style-type: none">電動生ごみ処理機の購入助成を行いました。(本体価格の1/2以内、限度額2万円) 【R1助成台数：311台】コンポスターや密閉式容器堆肥化セットなどの堆肥化器材について、助成を行いました。 【R1助成台数：316個】生ごみ堆肥化をテーマとする地域の学習会などへ講師の派遣を行いました。 【R1派遣回数：11回、参加者数：284人】
H19～ H23～H29	<ul style="list-style-type: none">生ごみハンドブックを作成し、配布しました。家庭で取り組んだ生ごみ堆肥を回収しました。南・豊平区内の一部の大規模集合住宅等を対象として、定山溪地域にある民間の生ごみ処理施設を活用し、生ごみ分別収集・資源化の実証実験を行いました。これらの検証結果を踏まえ、28年度からは「分別生ごみ資源化事業」(モデル事業)として継続し、生ごみの減量・資源化の推進を図りました(事業終了)。 【H29対象世帯数：3,441世帯、実施期間：通年、資源化量：158.0t】
H23～	<ul style="list-style-type: none">生ごみ堆肥化セミナーを開催し、参加者に堆肥化器材を配布しました。 【R1セミナー開催回数：40回、参加人数：1,297人】

● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2928

施策3 事業者による自主的な資源化の促進

1 事業者による自主的な取組の促進

【施策概要】

民間リサイクルルート等を活用した自主的な資源化を促していきます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 民間のリサイクルルートの把握・活用

H17～	<ul style="list-style-type: none"> 古紙リサイクル、ビルオーナー、ビルメンテナンスなどの各団体の関係者で構成された「事業系古紙リサイクル促進検討会」における意見を踏まえ、平成18年3月から回収協力店による拠点回収を行っています。 河川工事における伐採物などのリサイクルについて近郊市町村と協議を行い、市外民間事業者による資源化などを行いました。
H20～	<ul style="list-style-type: none"> 事業ごみの剪定枝のリサイクルは、これまで㈱リサイクル公社がチップ化することにより行われてきましたが、平成20年9月に同公社は解散し、同年10月からは、一般財団法人札幌市環境事業公社が同事業を担っています。
H23～	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月、定山溪地域に剪定枝リサイクル施設が稼働したことから、排出事業者へ施設の周知・誘導を行いました。

(2) 事業者による自主的なごみ減量・リサイクルの促進

H21～	<p>1 大規模事業者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づく、「処理実績報告・減量計画書」の提出義務（平成5年度～）がある大規模事業者の対象建築物の範囲を、延べ床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上とし、対象事業所を約1,000から約4,600に拡大しました。 対象事業者には、事業ごみ指導員が直接立ち入り、計画書の提出指導のほか、分別・リサイクルの促進に向けた普及啓発を行い、計画書の提出率は、平成21年度以降、9割以上で推移しています。
H25	<ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」を全ての大規模事業所に配布し、事業ごみ指導員の立ち入り指導等と併せて、効果的なごみの減量方法やリサイクルの徹底を促進しました。
H27～	<ul style="list-style-type: none"> 「見える化システム」を構築し、個々の大規模建築物について、「処理実績報告・減量計画書」や立入開封調査によるデータから、廃棄物の排出状況やリサイクル余地等を解析（診断）し、処理費用削減効果等と合わせて事業者に提示することにより、事業者の具体的なリサイクル活動の促進に向けた支援を開始しました。
H20～	<p>2 小規模事業者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度から、小規模事業所から事業所用プリペイド袋で出された「燃やせないごみ」と「資源物」を分別して収集し、「資源物」をリサイクルしています。
H22～	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年12月に札幌薄野ビルディング協会と「すすきのスリムタウン協定」を締結し、協会と協働して、ごみの分別・資源化、環境美化を事業者呼びかけるとともに、「すすきの方式」と呼ばれるビル単位での生ごみの資源化（飼料化）を推進しています（13か所で実施）。 平成24年には協会の自主事業として、ごみの減量・分別・リサイクルを積極的に取り組んだテナントやビル所有者を表彰する「すすきの環境賞」を創設しました。 令和元年10月には協会に対し、長年にわたる活動を称え、今後の更なるごみ分別・減量化を期待し、「令和さっぽろ循環賞」を授与いたしました。
H23～	<ul style="list-style-type: none"> 事業ごみ指導員の啓発等により、札幌狸小路・三番街商店街振興組合及び北24条商店街振興組合において、店舗から排出されるダンボールなどの古紙を、商店街などの地域団体と連携してリサイクル回収する「商店街古紙回収事業」を開始、平成26

H24～	<p>年度には全区に拡大し、令和元年度末時点で 30 商店街にて実施されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業系資源ごみ回収ボックス設置費の補助事業を開始しました。 ■ 平成 24 年 1 月、狸小路商店街振興組合・札幌大通まちづくり会社と「狸小路スリムタウン協定」を締結し、この協定に基づく協同により、古紙分別回収事業の普及啓発活動等を行いました。平成 27 年度からは、商店街古紙回収事業を実施する商店街と連携し、合同巡回やチラシの配布、看板の設置等の啓発活動のほか、商店街同士の意見交換会を開催しました。
H26～	<ul style="list-style-type: none"> ■ オフィスビル内の事業者同士が集団資源ごみ回収を行う「オフィスビル商店街化」を開始し、事業系資源ごみ回収ボックス設置費の補助対象をオフィスビル内の共同設置などにも拡大し、令和元年度末時点で 49 団体にて実施されています。
H29～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「商店街古紙回収事業」の取り組み等を伝えるニュースレター「ショリクマ通信」の発行を開始し、令和元年度には 47 商店街・地域団体に 3 回配布しました。
(3) 飲食店等と連携した食品ロス削減の推進	
H27	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定山溪地区及び市内中心部のホテルに対し、事業系食品ロスに関するアンケート調査を実施しました。
H28～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外食時の食べ残しを減らす取組「2510（ニコッと）スマイル宴（うたげ）」について、市民向けの普及啓発活動を開始しました。また、ごみ減量や資源の有効活用など、環境配慮活動をしている飲食店を「もったいない運動参加店」（平成 20 年度～）として登録し、広報することで、その活動を広めようとする事業を保健所と連携して行っており、令和 2 年 3 月末時点の登録店舗数は 176 店舗となっています。
H30～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民及び事業者への啓発用 P R 動画を作成し、市内 3 カ所の大型街頭ビジョンで放映いたしました。
R1～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内ホテルの協力を得て、食べ残しの持ち帰りに使用するドギーバッグの試行導入を実施しました。市民意識の更なる醸成や飲食店側の食中毒発生時の責任の所在などの課題が判明しましたが、運動に好意的な意見も多く、課題を検証し、運動を引き続き推進していきます。 ■ 市内の飲食関連事業者に対し食品ロス削減に関する取組状況を調査したところ、7 割以上の事業者が保管方法や発注量、調理方法の見直しなどの取組をしており、手法や事例の周知が食品ロス削減の推進に有効なことが分かりました。
(4) 市で受け入れている産業廃棄物のリサイクルの更なる推進	
H17～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市の処理施設における搬入監視体制の強化による受入状況の変化や、民間処理の状況などを勘案し、産業廃棄物受入品目からがれき類（コンクリート類）を削除しました。
(5) 定山溪地区における地域内循環の取組促進	
H18～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定山溪のホテルや旅館などの事業者が分別排出した生ごみを堆肥化し、農地で利用する取り組みを行いました。
H19～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堆肥化施設を定山溪地域に整備し地域内循環の確立を目指す「札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想」を策定するとともに、民設民営による堆肥化施設の整備支援を行いました。堆肥化施設は、平成 23 年度に運用が開始されました。
H24～	<ul style="list-style-type: none"> ■ バイオマスの地域内循環推進の一環として、定山溪地域の堆肥化施設から、定山溪のホテルや旅館などから排出された生ごみを堆肥化した堆肥の提供を受け、定山溪地域の花植え事業の堆肥として散布する取り組みを行いました。

● 問い合わせ先

(1) (2) (3) (4) 環境事業部 事業廃棄物課

電話 211-2927

(5) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2928

2 適正排出指導の徹底

【施策概要】

事業者に対して「処理実績報告・減量計画書」の提出と実行を求めるとともに、事業所に対する適正な分別・資源化の指導を拡大・強化します。

令和元年度までに実施したこと

(1) 排出事業者への適正排出指導の強化

H20～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 清掃工場などでの搬入規制を踏まえた事業者向けの「ごみリサイクルガイド」により周知・指導を行いました。平成 21 年度からは、事業ごみ指導員による立入指導などにより、搬入規制の周知と分別・リサイクルに係る指導を強化しました。
H21～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業ごみ指導員とさっぽろごみパト隊等が連携して、小規模事業者に対する適正排出やごみ減量・分別・リサイクルの促進に向けた指導及び普及啓発を行いました。 ■ 「処理実績報告・減量計画書」の提出義務がある大規模事業者に対しては、ごみ分別の資料等を配布するとともに、提出された計画書に基づく事業ごみ指導員による立入指導等を行い、適正排出指導、制度の周知や分別・リサイクルの促進に向けた普及啓発を行っています。
H30～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業ごみ指導員とさっぽろごみパト隊の連携について、報告様式等を見直すなどにより、事業者に対する適正排出指導に関しての連携体制を強化しました。

● 問い合わせ先

(1) **環境事業部 事業廃棄物課**

電話 211-2927

● 備考

(1) 事業所用プリペイド袋収集

- 事業所用プリペイド袋収集とは？

ごみ処理料金の振り込みなどの手間を省くため、1日のごみ排出量が40リットル以下の小規模事業所から排出される事業ごみを、袋代に処理手数料が含まれた事業所用プリペイド袋を用いて収集するもので、一般財団法人札幌市環境事業公社が実施しています。

事業所用プリペイド袋には「燃やせるごみ」用の白色の袋と、「資源物・燃やせないごみ」用の黄色の袋と2種類があります。事業所用プリペイド袋により排出されたごみは個別に回収しますので、本制度の利用にあたっては、事前申し込みが必要です（ごみステーションに排出することはできません）。

- 「資源物」と「燃やせないごみ」の分別について

「資源物・燃やせないごみ」（黄色の事業所用プリペイド袋）は一台の車両で収集し、リサイクルのため手選別施設に搬入しますが、手選別作業の負担軽減及び効率化を図るため、「資源物」と「燃やせないごみ」をそれぞれ別々の袋に分別して排出するようお願いしています。

さらに、「資源物」のうち「容器包装プラスチック」については、小さな袋などにまとめてから事業所用プリペイド袋に入れて排出するようお願いしています。

施策3


事業者による自主的な資源化の促進

3 市による率先したごみ減量・リサイクル行動

【施策概要】

札幌市役所も一つの事業者として、率先してごみの減量・リサイクルに取り組みます。

(1) 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進

R1～  市役所本庁舎から出るごみ量を公式HPにて公開しました。

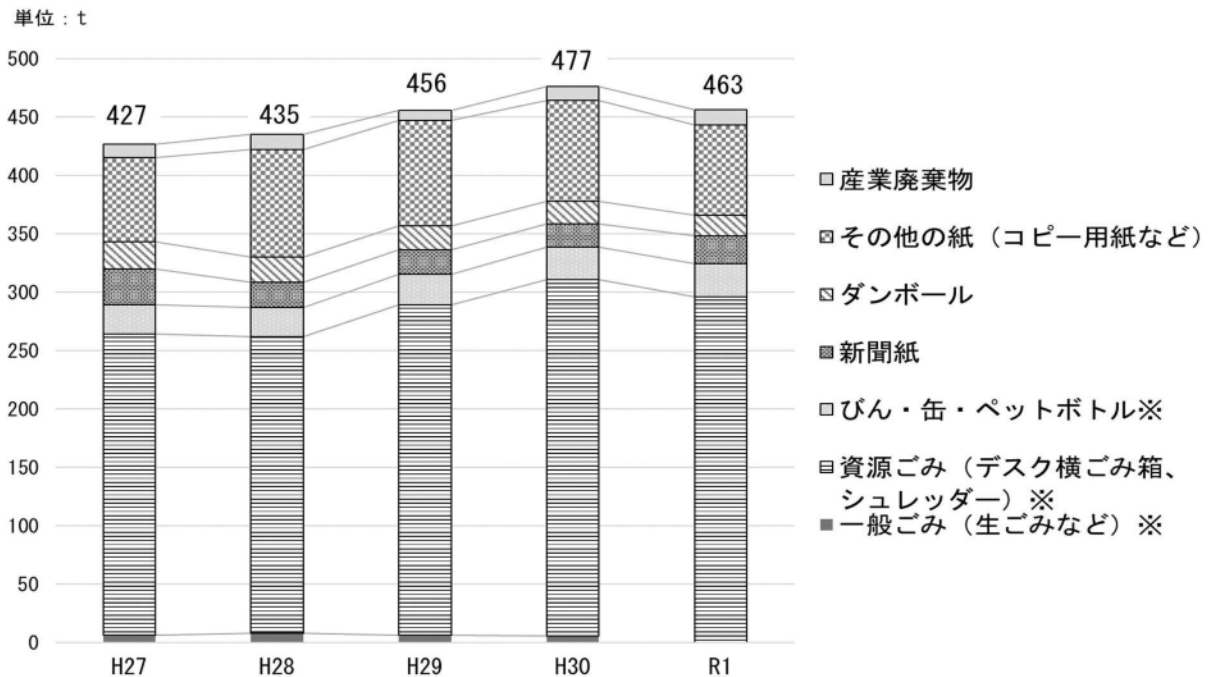
● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2912

● 備考

(1) 市役所（本庁舎）から出るごみ量



単位：t

ごみの種類	H27	H28	H29	H30	R1
一般ごみ (生ごみなど) ※	6	8	7	6	6
資源ごみ (デスク横ごみ箱、シュレッダー) ※	258	254	283	305	296
びん・缶・ペットボトル※	25	25	26	28	28
新聞紙	31	21	21	20	24
ダンボール	23	22	21	19	18
その他の紙 (コピー用紙など)	72	92	90	86	77
産業廃棄物	11	13	8	12	13
合計	427	435	456	477	463

(※の項目は、体積に一定の比重をかけて重量を換算しています。)

1 ごみステーション問題の改善

【施策概要】

市民の関心が高く、身近な問題となっているごみステーションに関して、ごみステーションパトロールを実施するとともに、地域環境美化の推進を図ります。

令和元年度までに実施したこと

(1) ごみステーションの管理支援

H20～	<p>1 「さっぽろごみパト隊」によるごみステーションの管理支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 平成20年10月から、ごみステーションをパトロールし、不適正排出者への個別指導などの業務を行う、「さっぽろごみパト隊」を各清掃事務所に配置して、ごみステーション管理の支援を行っています。 <p style="text-align: right;">【R1 ごみステーション指導件数：3,431件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「さっぽろごみパト隊」は、平成20年10月に14名で先行配置され、21年4月から全市で59名、新ごみルールを開始した7月には110名、22年4月からは90名、25年4月からは、再び110名、27年4月からは118名の体制としています。
H20～	<p>2 ごみステーション管理器材の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ カラス等によるごみ散乱防止の対策として、ごみネット及びカラスよけサークルを対象とした助成を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ネット…購入価格の半額（上限5,000円）を助成 ○ サークル…購入価格の半額（上限7,000円）を助成 <p style="text-align: right;">【R1 助成数：ネット1,272枚、サークル585基】</p>
H21～	<ul style="list-style-type: none"> ■ カラス等によるごみ散乱防止の対策として、敷地内に設置する箱型ごみステーションの設置助成を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 箱型・物置型…設置費の半額（上限12,000円）を助成 ○ 一部開放型…設置費の半額（上限7,000円）を助成 <p style="text-align: right;">【R1 助成数：721基】</p>
H24～	<ul style="list-style-type: none"> ■ さっぽろごみパト隊の活動内容やごみステーションの改善事例を掲載した活動紹介冊子を作成しました。
H28～	<ul style="list-style-type: none"> ■ カラス等によるごみ散乱防止の対策として、折りたたみ式箱型器材を対象とした助成を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 折りたたみ式箱型器材…設置費の半額（上限12,000円）を助成 <p style="text-align: right;">【R1 助成数：1,639基】</p>

(2) 町内会などによる地域環境美化の推進

H10～	<ul style="list-style-type: none"> ■ クリーンさっぽろ衛生推進協議会に対し、自主的な活動を支援するため補助金を交付したほか、以下の事業を共催により実施しました。 <p style="text-align: right;">【R1 推進員数：2,836人、補助金決算額：568万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロの日キャンペーン クリーンさっぽろ衛生推進協議会との共催で、ごみゼロの日（5月30日）にポイ捨て防止・環境美化を呼びかける街頭啓発やごみ拾いを実施しました。 ○ 市長表彰 「クリーンさっぽろ」の実現に向けた地域活動の功績を称え、町内会や個人などの表彰を行いました。 ○ 「札幌市ポイ捨て等防止条例」「エコライフ市民運動」の普及啓発及び実践に向けた取り組みを行いました。
------	--

H20～22	<p>町内会やマンション管理組合などを対象に環境美化用品（ほうき、ちりとりなど）の提供を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【H20～22 延べ提供数：4,608 団体】</p>
H21	<p>新ごみルール開始時の対策として、7月1日から10日までの間、市職員、町内会及びクリーンさっぽろ衛生推進員による早朝啓発を実施しました。</p> <p>なお、早朝啓発は、共同住宅のオーナー、管理組合、管理会社にも協力を呼びかけました。</p>
H24	<p>希望のあった町内会及びクリーンさっぽろ衛生推進協議会を「札幌市ごみ排出マナー啓発団体」として委嘱し、札幌市の名称が入った腕章の提供を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【H24 提供数：5,085 枚】</p>
H26	<p>クリーンさっぽろ衛生推進協議会との共同事業として、ごみの減量・リサイクルの推進を目的とした出前講座「さっぽろクリーンミーティング」を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【R 1 出前講座開催回数：251 回、参加人数：20,584 人】</p>
(3) 共同住宅のごみ排出マナーの改善	
H20～	<p>共同住宅のオーナーや管理会社などによる居住者へのごみ排出マナーの周知やごみステーションの管理などを規定した「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を平成20年4月から施行しました。</p> <p>施行後は、建築・設計・不動産関係の団体・企業に対する説明会や、地域住民説明会で周知するなど、制度の普及・浸透に努めました。<<関連：2-1-(1)>></p>
	<p>平成21年2月に、札幌市と不動産関連団体や管理会社を構成メンバーとして「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設立し、ごみ排出マナー改善に向けた具体策を協議しました。また、平成21年12月から協議会の趣旨に賛同する賛助会員の募集を開始しました。</p>
	<p>共同住宅のごみ排出マナー改善のため、共同住宅の排出指導台帳を作成し、「さっぽろごみパト隊」などが、共同住宅ごとの日常的な排出状況などの調査を行いました。</p>
H28～	<p>平成28年10月から平成29年3月まで協議会会員の共同住宅管理会社と「共同住宅ごみ排出マナー改善重点指導実施プロジェクト」を実施し、会員傘下の団体に向けてポスターを作成しました。</p>
(4) 共同住宅の専用ステーション設置の促進	
H20～	<p>平成20年4月に「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行し、ごみステーションを敷地内に設置しなければならない共同住宅の対象を拡大しました。</p> <p>また、同要綱の施行後は、建築・設計・不動産関係の団体・企業に対する説明会や地域住民説明会などにより、制度の普及・浸透に努めました。<<関連：2-1-(1)>></p> <p style="text-align: right;">【R 1 既存共同住宅の専用ステーション設置数：260 件】</p>
(5) 「ごみステーションの小規模化」の推進	
H24～	<p>平成26年10月にごみステーションまでの距離が遠い、利用世帯が多くごみステーションがごみであふれて置き場がないなど地域の実情に応じて、ごみステーション1か所当たりの利用世帯数を、原則となる基準の半分である10～15世帯にできるよう基準を緩和しました。</p> <p style="text-align: right;">【R 1 札幌市内のごみステーション設置数：54,356 か所】</p>

● 問い合わせ先

(1) (2) (3) (4) (5) 環境事業部 業務課

電話 211-2916

● 備考

(1) さっぽろごみパト隊とは？

「さっぽろごみパト隊」とは、ごみステーションのパトロール、ごみ排出の立ち会い指導や不適正排出ごみを開封し、排出者が特定された場合に個別指導を行うなどの清掃指導を行う指導員のことです。

なお、「さっぽろごみパト隊」は、条例に基づき市長から任命され、公務員として個人情報などについての守秘義務を負っています。

(3) 「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」について

ごみステーションの利用や共同住宅におけるごみ保管場所の設置などを定めている規定の全面的な見直しを図り、平成 20 年 4 月から「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行し、市民の皆さんや共同住宅の所有者などに次のことについて、ご協力いただくこととなりました。

市民の皆さん

- ごみステーションの清潔保持
 - ・ ネットやカラスよけサークルなどの管理器材を有効活用して清潔を保持すること。
 - ・ 管理器材の整理やごみステーションの清掃・除雪は、ごみステーションの利用者全員で行うこと。
 - ・ ごみは自ら管理に携わること。

共同住宅の所有者など

- 共同住宅所有者などからの居住者に対するごみ排出ルールの周知徹底
 - ・ 共同住宅の所有者、管理組合、管理会社は、居住者に対し分別指導を行い、また、居住者とともにごみステーションの清潔保持に努めること。
 - ・ 共同住宅の賃貸に関する斡旋・仲介業者は、入居時にごみの分別方法、排出日時などを周知すること。
- 共同住宅のごみステーションの設置など
 - ・ 住戸を 6 戸以上有する新築の共同住宅は、敷地内にごみステーションを設置すること。
 - ・ 既存の共同住宅であっても、ごみステーションの共用に当たり、近隣住民と良好な関係が保持できない場合は、敷地内にごみステーションを設置すること。

2 高齢者等への対応

【施策概要】

高齢者等に対して、わかりやすく効果的な方法で普及啓発を進めるとともに、ごみ排出に係る支援を行います。

令和元年度までに実施したこと

(1) 高齢者に対する効果的な普及啓発

H26～	市職員が対面で家庭ごみの分け方・出し方・減らし方を説明する出前講座「さっぱりクリーンミーティング」を実施しました。
H29	ごみ分別を簡潔な表にした「資源とごみの分け方・出し方一覧」を全世帯に配布しました。

(2) 要介護者等に対するごみ排出支援の実施

H21～	一定の要件に該当する要介護者や障がい者に対し、「玄関先からのごみの収集」や「大型ごみの家屋内からの運び出し」を支援する「さわやか収集」を地域福祉活動と連携を図りながら行いました。平成24年10月から対象要件等を緩和して、西区でモデル事業を実施し、26年4月から要件緩和を全市に拡大しました。また、平成29年度から、介護保険の事業対象者を要件に追加し、対象要件を拡大しました。
	【R1 玄関先からの収集対象：4,383世帯】
	【R1 大型ごみの家屋内からの運び出し：676世帯1,505品目】

(3) 大量に排出されるごみへの対応

H30～	遺品整理の実態について、情報収集を行うとともに、周知方法のあり方について検討しました。
------	---

● 問い合わせ先

- | | | |
|---------|----------------|-------------|
| (1) (2) | 環境事業部 業務課 | 電話 211-2916 |
| (3) | 環境事業部 循環型社会推進課 | 電話 211-2912 |

● 備考

(2) さわやか収集

- 支援内容
 - ・燃やせるごみなどの「生活ごみ」は、週1回、玄関先等から収集
 - ・「大型ごみ」は、家の中から運び出して収集（一度に三点まで）
 - ・希望者には、安否確認として、ごみの収集時に毎回声掛けを行う（平成26年4月からの支援）
- 対象（※平成29年4月から対象要件を拡大）

家庭から出るごみや大型ごみを自ら運ぶことが困難で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、以下のいずれかに該当する方。なお、2人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳

未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要です。

- ・介護保険の要介護2以上または障がい福祉サービスの障害支援区分3以上
- ・介護保険の事業対象者、介護保険の要支援1・2または要介護1か、障がい福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内の1人以上がホームヘルプサービスを利用していること
- ※事業対象者とは、平成29年4月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。
- ・障がい福祉サービスの同行援護を利用していること

3 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

【施策概要】

ごみ減量・リサイクル行動の実践を促すため、新聞や広報誌などのさまざまな媒体を活用するなど、ごみ減量・リサイクルに関する確実な情報提供に努めます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 様々な媒体を活用した普及啓発

H3～H25	<p>■ 札幌市のごみ問題やごみ減量・リサイクルの方法などの情報を提供するため、「さっぽろGOMIマガジン」を広く市民に配布するとともに、ホームページへ掲載しました。<<関連：1-1-(1)>></p>
H5～	<p>■ 環境プラザにおいて、環境に関する情報の発信や、学校の「総合的な学習の時間」の授業や市民グループが主催する学習会などに、「環境保全アドバイザー」（平成5年度～）及び「環境教育リーダー」（平成14年度～）の派遣を行いました。</p> <p style="text-align: center;">【R1環境保全アドバイザー派遣：39件、参加者1,765人】 【R1環境教育リーダー派遣：57件、参加者1,736人】</p>
H11～	<p>■ ホームページを開設し、事業内容やイベント、計画の進捗状況、ごみ減量・リサイクルに関する情報など、本市の清掃事業に関する情報の提供に努めました。</p>
H19～28	<p>■ リサイクルの流れを分かりやすく紹介したリーフレットである「札幌市のリサイクル」を、出前講座や新ごみルール説明会などの機会を通じて市民に配布しました。</p>
H20～	<p>■ 環境に配慮した取り組みを行っている事業者を「さっぽろエコメンバー」として登録し、その取り組みを公表する「さっぽろエコメンバー登録制度」により、事業者の自主的な環境配慮の取り組みを推進してきました。</p> <p>また、北海道グリーンビズ認定制度と連携したほか、金融機関が低利融資の対象とする等、「さっぽろエコメンバー」登録の促進を図りました。<<関連：1-1-(2)>></p> <p style="text-align: center;">【R1さっぽろエコメンバー登録事業所数：2,182件】</p>
H21	<p>■ 新ごみルールの周知を図るため、5月下旬から6月中旬にかけて、「ごみ分けガイド」などを市内全世帯に配布しました。さらに、テレビ、ラジオ、新聞、公共交通機関広告、ポスター、広報誌などの各種媒体による集中的なPRを7月中旬まで行いました。</p>
H21～	<p>■ 主に札幌市内で活動し、環境保全に貢献する優れた取り組みを行っている個人・企業・団体を表彰する「さっぽろ環境賞」を平成21年2月に創設しました。第10回となる平成30年度には「市民・団体部門」「企業部門」の各部門別で表彰を実施し、合計9件の自薦・他薦の中から、選考委員会の選考を経て5件の受賞者を決定し、2月に表彰式を行いました。</p>
H24～	<p>■ 市民によるごみ減量の取組を進めるため、「ごみ減量キャンペーン」を実施しました。ポスター掲出、CM放映、SNSやフリーペーパーを活用した広報、商業施設における啓発イベント等の実施により、市民への普及啓発を行いました。</p> <p><<関連：1-2-(1)・(2)、2-1-(2)>></p>
H26～	<p>■ ごみ減量啓発用DVD「今すぐできる！生ごみダイエット」を活用した、ごみの減量やリサイクルの取り組みに関する普及啓発を行いました。<<関連：1-2-(1)>></p> <p>■ 直接ごみに関連する貴重な媒体である指定ごみ袋の外袋に、資源物の適正排出や生ごみ減量のポイントを掲載しました。</p>

(2) 市外からの転入者に対する普及啓発

H22～	<p>■ 3月末から4月初めの転入者の多い時期に、各区役所において転入者向けにごみに関するPRコーナーを設けてごみの分別などの普及啓発を行いました。</p> <p>※令和2年3月末は新型コロナウイルス感染症の影響を受け未実施。</p> <p>■ 市外転入者の転入手続き時に、各区戸籍住民課から、「ごみ分けガイド」と「家庭ご</p>
------	---

H25～	<p>み収集日カレンダー」を配布しました。</p> <p>■ 市外転入者に札幌市のごみルールを知ってもらうため、各区役所戸籍住民課のモニターで「ごみ分別ルール啓発動画」を放映しました。</p>
(3) 普及啓発施設等を活用した情報発信	
H20～	<p>■ リサイクルプラザ宮の沢において、清掃工場や資源物の選別施設などを見学する「ごみ処理施設見学会」を開催し、ごみ問題への普及啓発に努めました。 【R1開催回数：2回】</p> <p>■ リサイクルプラザ宮の沢の事業として、次に掲げる事業を行い、市民の学習機会の拡大や自主的な活動及び交流の支援を行うとともに、ごみ減量・リサイクルに関する最新情報の積極的な提供を行いました。<<関連：2-1-(1)>></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種教室、講座の開催 【R1教室・講座などの開催回数：212回、参加者数：17,361人】 ○ 「リサイクル品の展示」や「生ごみ堆肥化の講習」などを行う市民交流広場事業の実施 ○ プラザ事業ニュース（毎月）、ごみニュケーションさっぽろ（年2回）などの冊子の発行やホームページへの掲載 【R1情報誌発行部数：38,400部】
H24～27	<p>■ 札幌市内の小学生及びその親を対象に、リサイクル施設の見学を主とした親子施設見学会を実施し、ごみの減量・リサイクルに関する普及啓発を行いました。</p>
(4) イベントにおけるごみ減量・リサイクルの推進	
H15～	<p>■ リサイクルプラザ宮の沢と連携し、移動食器洗浄車「アラエール号」やリユース食器を町内会等の団体に貸し出ししました。また、貸し出しに関する情報をイベント主催団体へ積極的に提供し、リユース食器の利用促進を図りました。なお、移動食器洗浄車「アラエール号」については、車両の老朽化に伴い、平成27年度で貸し出し終了としています。 【R1貸出件数：5件】</p>
(5) 外国人に対する普及啓発	
H21～	<p>■ ごみ収集日カレンダー（中国語、韓国語、ロシア語を併記）をホームページへ掲載しました。</p> <p>■ ごみ収集日カレンダー（英語、中国語、韓国語）を配布しました。</p> <p>■ 新ごみルールの導入に伴う新たなごみ分別・排出ルールの周知を図るため、外国語版ごみ分けガイド（英語、中国語、韓国語）を作成しました。</p>
H25～	<p>■ 無料アプリ「札幌市ごみ分別アプリ」（日本語のほか、英語、中国語、韓国語に対応）の配信を開始しました。</p>
R1	<p>■ 外国語版ごみ分けガイドのベトナム語版を作成しました。</p>

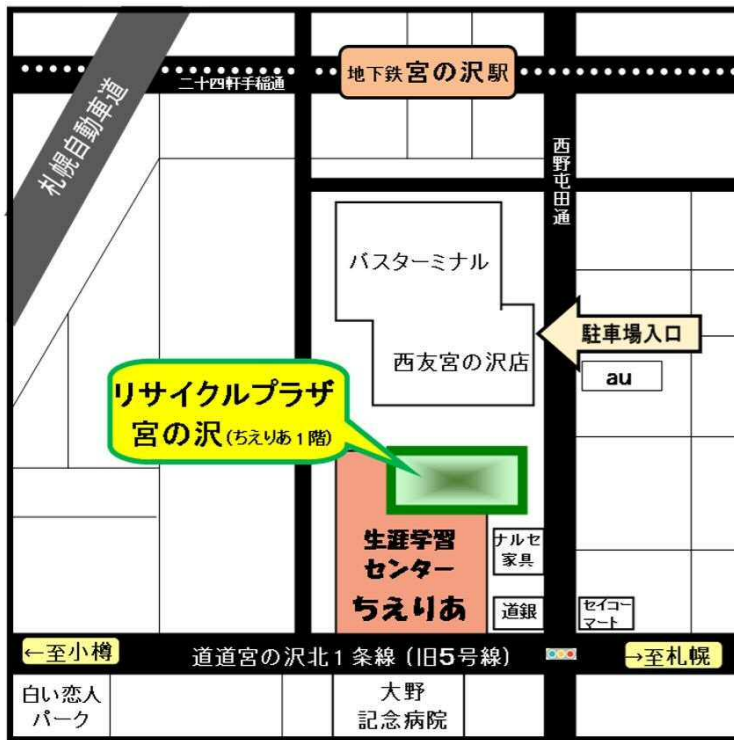
● 問い合わせ先

(1)	環境都市推進部 環境政策課	電話 211-2877
(1) (3) (4)	環境事業部 循環型社会推進課	電話 211-2928
(2) (3) (5)	環境事業部 業務課	電話 211-2916

● 備考

(3) (4) リサイクルプラザ

- リサイクルプラザ宮の沢：札幌市西区宮の沢1条1丁目
(地下鉄東西線「宮の沢駅」直結地下通路で約5分)



4 ごみについて関心を高める環境教育の充実

【施策概要】

ごみ減量・リサイクルへの理解と関心を高め、積極的な参加を促すため、リサイクルプラザ・環境プラザ・清掃工場などの施設を活用した学習の場を増やすなど、あらゆる機会を通じた環境教育を効果的に進めます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 継続した環境教育の実施

H19～	<p>■ 小中学校を対象に、資源物の選別施設や清掃工場をはじめとする環境関連施設の見学や自然体験など、環境教育に関する校外学習を実施する際に、バスの貸出事業を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【R1バス貸出数：46校】</p>
H19～	<p>■ 小中学生を対象に「エコライフレポート」を配布し、夏休みや冬休み中にエコ行動を実践し、また、レポートを提出してもらうことで、児童・生徒一人一人の環境に対する関心を高めるための啓発活動を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【R1に取り組んだ児童・生徒の割合：夏休み 95.4%、冬休み 93.4%】</p>
H20～	<p>■ ごみ・水・雪などの環境に関する各部門を統合した小学生向け総合的環境副教材を、市立小学校の新1、3、5年生の全児童に配付しました。また、平成31年度の配付に向け改訂を行いました。</p> <p>■ 札幌市内の小中学生を対象に、「小学生向け出前講座：ごみの分け方・出し方」を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【R1実施校：115校、受講児童数：8,117人】</p>

(2) フードリサイクルを通じた環境教育

H18～	<p>■ 教育委員会が主体として取り組みを進めている「学校給食フードリサイクル事業」について、一般廃棄物許可業者やリサイクル施設の関係者とも連携して円滑な事業の実施を支援していきます。学校給食残渣回収校は、市内の市立小中学校等298校となりました。フードリサイクルで作られた堆肥は、205校で環境教育に活用されました。</p>
H27～	<p>■ フードリサイクルを題材とした指導教材（DVD・ポスター・プラカード）を全市立小中学校及び特別支援学校に配付しました。</p> <p style="text-align: right;">【H27指導教材配付校数：303校】</p>

● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 業務課	電話 211-2916
(1) 環境都市推進部 環境政策課	電話 211-2877
(2) 環境事業部 事業廃棄物課	電話 211-2927
(2) 環境事業部 循環型社会推進課	電話 211-2928

1 資源循環処理体制の確立

【施策概要】

ごみ焼却時の熱利用や焼却灰リサイクル等、廃棄物のエネルギー利用を積極的に進めるための体制を整備します。

令和元年度までに実施したこと

(1) 廃棄物処理エネルギーの有効利用

S61～	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの焼却時に発生する熱を利用して、外部への熱供給と発電を行っています。発電した電気は工場の運転に使用するとともに、余剰電力を電力会社に売却しています。 ■ 今後のごみ処理体制の構築にあたり、ごみ焼却エネルギーのより効率的な回収や有効利用が可能となるよう調査・検討を行いました。
------	--

(2) 焼却灰リサイクルの推進

H20～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 埋立処分量の減量、資源の有効利用を図るため、清掃工場の焼却灰をセメント原料としてリサイクルする試験を実施し、輸送・セメント製造に問題のないことを確認しました。これを受け、平成 25 年度から本格事業化し、リサイクル量を順次拡大して実施しています。
------	---

【R 1 焼却灰リサイクル量：14,510 t】

(3) 計画的な処理施設の整備等の検討

H21～	<p>1 清掃工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 新ごみルール開始以降、焼却ごみが大幅に減量したことに伴い、篠路清掃工場以外の 3 か所の工場で焼却処理が可能であると判断し、平成 23 年 3 月末をもって篠路清掃工場を廃止しました。
H22～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内 3 か所の清掃工場による焼却ごみの安定的な処理のため、長期的な計画により設備の整備等を実施し、延命化に取り組みました。 ■ また、エネルギー有効利用のため、白石清掃工場の発電能力を維持する必要があることから、平成 27 年度からの 4 か年で整備を行いました。
H21～	<p>2 プラスチック選別センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「容器包装プラスチック」の選別精度や選別能力の向上などを図るため、既存選別施設の振動ふるい機、梱包機及びコンベア等の機械設備を整備しました。平成 26～27 年度に老朽化した梱包機 3 台及び機器の回転数を制御するインバータ装置、平成 28 年度に中央監視装置を更新しました。

(4) 駒岡清掃工場の更新計画

H25～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駒岡清掃工場の更新について、エネルギー供給拠点としての役割を強化するため、より効率的なエネルギー回収を目指し、高効率発電や熱利用等を推進することを基本とした更新計画及び環境影響評価手続き等を開始しました。
H26～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駒岡清掃工場の更新について、地域に向けた説明会を 2 回実施しました。
H27～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想の策定に向け、検討委員会を開催しました。 ■ 環境影響評価手続きとして、計画段階環境配慮書を縦覧し、札幌市環境影響評価審議会の答申及び市長意見を受け、配慮書手続きを完了しました。
H28～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想を策定しました。 ■ 環境影響評価方法書を縦覧し、札幌市環境影響評価審議会の答申及び市長意見を受け、方法書手続きを完了しました。また、準備書の作成に向けて、現地調査（秋冬）を実施しました。
H29～	<ul style="list-style-type: none"> ■ PPP／PFI 導入可能性調査を実施しました。 ■ 基本計画（案）を取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。

H30～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境影響評価準備書の作成に向けて、現地調査（春夏）を実施しました。 ■ 建設予定地の地質調査及び敷地造成基本設計を実施しました。 ■ 基本計画を策定しました。 ■ 実施方針を公表しました。 ■ 環境影響評価準備書を縦覧し、札幌市環境影響評価審議会の答申及び市長意見を受け、準備書手続きを完了しました。また、評価書の作成を実施しました。
R1～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設予定地の敷地造成工事实施設計を実施しました。 ■ 特定事業の選定を実施しました（DBO方式にて実施）。 ■ 入札公告及び入札説明書の公表を実施しました（総合評価一般競争入札方式）。 ■ 落札者の決定及び公表を実施しました。 ■ 審査講評の公表を実施しました。 ■ 建設予定地の敷地造成工事（樹木伐採、雨水調整池の整備）を実施しました。

● 問い合わせ先

(1) (2) (3) (4) 環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

2 埋立地の容量確保

【施策概要】

長期的に安定したごみ処理体制を維持するため、埋め立て処分量を可能な限り削減するとともに、計画的な用地取得や造成などにより、埋立容量を確保します。

令和元年度までに実施したこと

(1) 埋立地の容量確保

S59～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 27 年度に山本東地区Eブロックの貯留施設造成が終了しました。また、東米里西地区の造成に向けた基盤整備（载荷盛土）を平成 24 年度から継続して進めています。 【R 1 決算額：6,572 万円】 ■ 既存の埋立区画については、ごみ埋立の進ちょくに合わせたえん堤のかさ上げや適正な維持管理を行うための排水処理施設の整備などを実施しました。 【R 1 決算額：16,500 万円】 ■ 将来にわたり廃棄物の適正処理を維持していくため、埋立用地の確保に向けた検討を進めてきました。
------	---

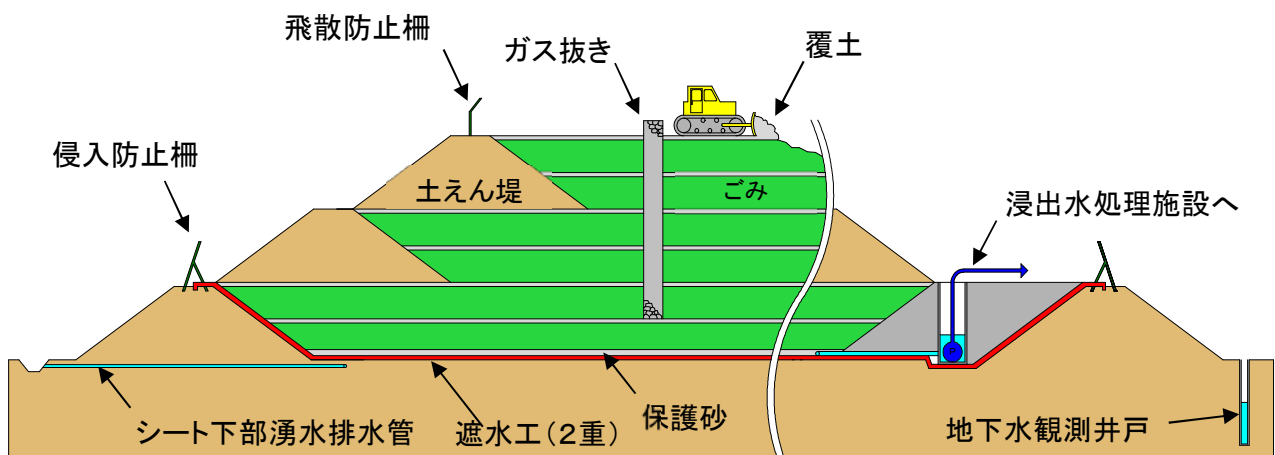
● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

● 備考

(1) 札幌市のごみ埋立地の構造



3 未利用資源の活用の検討

【施策概要】

今までごみとして扱っていたものを資源として活用できないか、検討を行います。

令和元年度までに実施したこと

(1) 廃棄物の資源化等に向けた調査・研究

H29～	<ul style="list-style-type: none"> 従来リサイクルが難しかった廃棄物の再資源化等の技術開発について、情報収集を行っています。
------	--

(2) 廃棄物系バイオマスなどの再生可能エネルギーとしての活用の検討

H25～29	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業や大学と連携してバイオコークスの試験製造を実施しました。
H29～	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス由来材料を利用した鋳鉄製造において、バイオマス由来材料の添加量や添加条件を研究し、実際に利用する際の課題、対策の検討等を行いました。

(3) 民間リサイクルルート等の更なる活用に向けた調査研究

H29～	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物系バイオマスを暖房エネルギー等としての活用に関する技術開発について、情報収集を行っています。
------	---

● 問い合わせ先

(1) (2) (3) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2912

4 収集・処理における環境への配慮

【施策概要】

ごみ収集車両からの排出ガスの削減や、ごみ焼却時に発生するダイオキシンの抑制など、環境に配慮した収集・処理を行っていきます。

令和元年度までに実施したこと

(1) ごみ収集作業における環境負荷の低減

H12～20	<p>■ ごみ収集車に、低公害車である天然ガス車の導入を順次進めてきました。</p> <p style="text-align: right;">R 1天然ガスごみ収集車：1台 ※R 1年度末で使用を廃止</p>
H19～30	<p>■ ディーゼルエンジンを搭載したごみ収集車などの車両については、環境負荷の少ないバイオディーゼル燃料（BDF）の使用を進めてきました。</p> <p style="text-align: center;">【H30 BDF使用ごみ収集車：8台（全て市有車、スケルトン展示車両2台含む）】 ※H30年度末で使用を廃止</p>
H24～	<p>■ ごみ収集車などの車両には、燃費も良く、CO₂排出量の少ない「クリーンディーゼル車」等の「次世代自動車」を導入することに努めています。</p> <p style="text-align: right;">【R 1次世代自動車（ごみ収集車等）：68台 LPG車（美化パトロール車等）：6台】</p>

(2) 排ガス等の排出基準の順守

H11～	<p>■ ダイオキシン類対策特別措置法などに基づき、清掃工場の排ガス・焼却灰・排出水中のダイオキシン測定を行いました。</p> <p>また、その他大気汚染防止法や下水道法などの関係法令に基づき、定められた物質の測定を行いました。これらの測定結果について、環境白書や清掃ホームページなどで公表を行いました。</p> <p>■ 施設の機能維持を図るための定期整備や改修工事の際は、作業員のダイオキシン類ばく露防止対策に沿って適切に対策を行いました。</p>
------	--

(3) 埋立地における環境保全対策

S59～	<p>■ 環境負荷低減のため、埋立地からの浸出水管理を徹底するとともに、周縁地下水などの観測を行い、適正な維持管理を行ってきました。</p>
------	--

● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 業務課

電話 211-2916

(2) (3) 環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

5 不法投棄対策の強化

【施策概要】

監視体制の強化や違反者に対する厳しい指導などにより、不法投棄の未然防止に努めます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 不法投棄の監視

H6～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北海道廃棄物不法処理対策戦略会議、石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議及び環境犯罪対策推進連絡会議に参加し、北海道・警察・周辺自治体などの関係機関と連携を図っています。 ■ 悪質・巧妙化する廃棄物の不法投棄の防止のため、容易に立ち入りができない場所を中心としたヘリコプターによる上空からの監視を年2回（環境月間6月、廃棄物適正処理推進月間10月）実施しています。
H13～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄多発地帯には、監視体制の強化や不法投棄の抑止を狙い、啓発用のぼり旗等に加え、監視カメラの設置を行っています。
H14～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専任指導員による日常のパトロールに加え、警備会社に委託して休日も含めた夜間のパトロールを実施しています。

【R1 監視カメラ設置台数：22 台】

【R1 不法投棄発見件数：999 件】

(2) 市民・事業者と連携した不法投棄対策

H17～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「不法投棄ボランティア監視員制度」への参加者を募集し、市民と協働して、不法投棄の被害拡大の防止及び不法投棄されない環境づくりを進めています。
H22～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄ボランティア監視員制度に加え、事業者の協力を得て不法投棄を監視する協定の締結を行い、不法投棄されない環境づくりを強化しています。

【R1 不法投棄ボランティア監視員：330 人】

【不法投棄監視協定締結事業者数：8 事業者】

● 問い合わせ先

(1) (2) 環境事業部 事業廃棄物課

電話 211-2927

施策6

清掃事業の最適化と安全・安心な体制の構築

1 収集・処理業務の最適化

【施策概要】

収集業務や清掃工場・埋立地などの処理業務の民間委託拡大などにより、最適化を進めていきます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 効率的な収集業務の推進

H23～24	1 清掃事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 清掃事務所の業務執行体制を見直し、職員数の削減を行いました。
H24	<input checked="" type="checkbox"/> ごみ収集車の整備業務を民間へ委託し、職員数の削減を行いました。 <input checked="" type="checkbox"/> 公用車運転業務を見直し、職員数の削減を行いました。
H25	<input checked="" type="checkbox"/> 「さわやか収集」の対象要件の緩和により、大幅な利用者数の増加が見込まれたことから、清掃事務所業務の一部委託などを行い、これまでと同じ人員で業務の増大に対応することとしました。
H26～29	<input checked="" type="checkbox"/> 清掃事務所の業務執行体制を見直し、職員数の削減を行いました。
H30	<input checked="" type="checkbox"/> 豊平清掃事務所を南清掃事務所と統合（豊平・南清掃事務所）し、職員数の削減を行いました。
2 清掃工場	
H24	<input checked="" type="checkbox"/> 清掃工場の業務執行体制を見直し、職員数の削減を行いました。
H25～26	<input checked="" type="checkbox"/> ごみの適正かつ安定的な処理体制を維持しながら、清掃工場・埋立地の処理業務などを効率化することについて、検討を行いました。
H27～28	<input checked="" type="checkbox"/> 駒岡清掃工場運転業務を民間へ委託し、職員数の削減を行いました。

(2) 民間活力を活用した施設整備手法の検討

H22～	<input checked="" type="checkbox"/> 効率的に民間の能力を活用するため、従来単年度契約としていた、大型ごみ破碎施設・資源物選別施設などの運転管理業務の一部について、22年度より3年間の長期委託を実施しました。
H25～	<input checked="" type="checkbox"/> ごみ処理のさらなる効率化に向け、民間廃棄物処理施設などを活用したごみ処理について、情報収集等を行いました。
H26～	<input checked="" type="checkbox"/> 今後の施設整備に向けて、民間の資金・経営能力・技術力の活用が可能なPFI・PPP手法の導入可能性について検討を開始しました。
H28	<input checked="" type="checkbox"/> 駒岡清掃工場更新事業における整備・運営事業を効率的に実施するため、民間資金や建設・運営のノウハウを最大限に活用するPPP/PFIの導入可能性について調査を実施しました。
H29	<input checked="" type="checkbox"/> 駒岡清掃工場更新事業について、施設の設計・建設・運営等を民間事業者に包括的に委託するDBO方式を導入する方針を決定しました。
R1	<input checked="" type="checkbox"/> 駒岡清掃工場更新事業を特定事業として選定しました（DBO方式にて実施）。

● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 総務課	電話 211-2906
(1) 環境事業部 業務課	電話 211-2916
(2) 環境事業部 循環型社会推進課	電話 211-2912
(2) 環境事業部 施設管理課	電話 211-2922

2 ごみ処理手数料制度の効果的な運用

【施策概要】

家庭ごみ処理手数料制度がその目的を果たしているか引き続き検証するとともに、他市町村の状況等についても、併せて調査研究していきます。また、事業ごみの処理費用負担について、処理経費やリサイクルへの排出誘導の観点について考慮し、引き続き適正化に努めます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 家庭ごみ処理手数料

<p>H21～</p>	<p>1 指定ごみ袋制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ごみ量などから、家庭ごみ処理手数料制度が目的を果たしているか、また、その効果について検証を行いました。 ■ 本市の家庭ごみ処理手数料の徴収方法は、4種の指定ごみ袋を用いた排出量単純比例方式を採用しています。 <p><<指定ごみ袋の種類と価格>></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: left;">袋の大きさ</td> <td style="text-align: right;">価格/組</td> </tr> <tr> <td>5リットル袋</td> <td style="text-align: right;">100円(10枚1組)</td> </tr> <tr> <td>10リットル袋</td> <td style="text-align: right;">200円(10枚1組)</td> </tr> <tr> <td>20リットル袋</td> <td style="text-align: right;">400円(10枚1組)</td> </tr> <tr> <td>40リットル袋</td> <td style="text-align: right;">400円(5枚1組)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■ 指定ごみ袋の製造・保管配送及び手数料収納など、制度の円滑な運用に努めました。 ■ 市民が様々な場所や時間帯で指定ごみ袋を購入できるよう、スーパーやコンビニエンスストアなどの小売店で指定袋を扱う仕組みを維持するとともに、十分な取扱店の確保に努めました。 <p style="text-align: right;">【R1店舗数：2,094店舗】</p>	袋の大きさ	価格/組	5リットル袋	100円(10枚1組)	10リットル袋	200円(10枚1組)	20リットル袋	400円(10枚1組)	40リットル袋	400円(5枚1組)
袋の大きさ	価格/組										
5リットル袋	100円(10枚1組)										
10リットル袋	200円(10枚1組)										
20リットル袋	400円(10枚1組)										
40リットル袋	400円(5枚1組)										
<p>H21～</p>	<p>2 減免制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援や介護支援などの観点から、次の世帯に対して一定枚数の指定ごみ袋を無償交付しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者 ・2歳未満の乳幼児がいる世帯 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯（平成21年度限り） <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路や公園など公共の場所を、市民が自発的に清掃して出るごみについて、無料でごみステーションに排出するための専用のごみ袋（ボランティア袋）を清掃事務所や区役所、土木センター、まちづくりセンターなど114か所の窓口（令和元年度末時点）で交付しました。 										
<p>H24～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2歳未満の乳幼児がいる世帯に無償交付する指定ごみ袋について、10リットルと20リットルの選択制にしました。 										
<p>R1</p>	<p>3 家庭ごみ処理手数料による施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年度の手数料収入は、以下の事業に充当しました。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化など、新たな収集・処理体制の構築に係る経費 ② 集団資源回収奨励金や電動生ごみ処理機の購入助成、ごみ減量キャンペーンの実施など、家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進に係る経費等 ③ 家庭ごみの分別が進むことにより増加する「容器包装プラスチック」や「びん・缶・ペットボトル」の収集・選別に係る経費 ④ 「さっぽろごみパト隊」によるごみステーションの監視パトロール、排出指導など、ごみステーション問題の改善や市民サービス向上に係る経費 										

	⑤ 「家庭ごみ収集日カレンダー」の作成・配布やリサイクルプラザ、リユースプラザの運営管理費など、普及啓発・環境教育に係る経費 ⑥ 指定袋の製造や手数料の収納管理事務など、家庭ごみ有料化制度に係る経費
(2) 事業ごみ処理手数料	
H21～	■ ごみ処理にかかる経費や景気の動向などを踏まえながら、適正な処理手数料の設定に努め、平成 21 年 1 月及び平成 25 年 1 月に手数料の値上げを実施しました。

● 問い合わせ先

(1) (2) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2912

● 備考

(1) ごみ処理手数料減免制度の概要

- 「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者
 - 1 か月間に使用する紙おむつの平均数量に相当する容量のごみ袋として、20 リットル用指定ごみ袋 1 組（10 枚）を、1 か月に 1 回、おむつサービス事業により紙おむつを配達する際にあわせて配達します。
- 2 歳未満の乳幼児がいる世帯
 - 乳幼児の月齢に応じて、2 歳になるまでの間に使用する紙おむつの平均数量に相当する枚数の指定ごみ袋を組単位で無償交付します。また、平成 24 年 8 月から無償交付する指定ごみ袋の種類を 10 リットルと 20 リットルのどちらか一方の選択制にしました。

乳幼児の月齢	容量	
	10 リットル	20 リットル
	交付枚数	
生後 0 か月 ～ 3 か月未満	200 枚	100 枚
生後 3 か月 ～ 6 か月未満	180 枚	90 枚
生後 6 か月 ～ 9 か月未満	160 枚	80 枚
生後 9 か月 ～ 1 歳未満	140 枚	70 枚
生後 1 歳 0 か月 ～ 1 歳 3 か月未満	100 枚	50 枚
生後 1 歳 3 か月 ～ 1 歳 6 か月未満	80 枚	40 枚
生後 1 歳 6 か月 ～ 1 歳 9 か月未満	60 枚	30 枚
生後 1 歳 9 か月 ～ 2 歳未満	40 枚	20 枚

(1) ボランティア袋

- 種類
 - 10 リットル用と 40 リットル用の 2 種類（燃やせるごみ・燃やせないごみ共用）
- 対象となるごみ
 - ・屋外の公共の用に供する場所及び空き地（管理者などが明らかなものを除く）をまち美化を目的としてボランティアで清掃した際に出るごみ
 - ・ごみステーションの散乱ごみ
 - ・公園や道路の街路樹から私有地に飛散した落葉など
 - ・町内会など街区公園管理業務委託で収集したごみ
 - ・その他市長が認めるもの
- 交付対象
 - 清掃ボランティア活動を行う個人、町内会など団体及び事業者で、札幌市内に住所がある者
- 交付枚数
 - 1 回の申し込みで交付するボランティア袋の枚数は、10 リットル用と 40 リットル用を合わせて、原則として、個人 20 枚まで、団体 200 枚まで
- 排出量
 - 1 回当たりの排出量の上限は、400 リットルが目安

(1) 令和元年度決算 家庭ごみ処理手数料 約33億円の使いみち

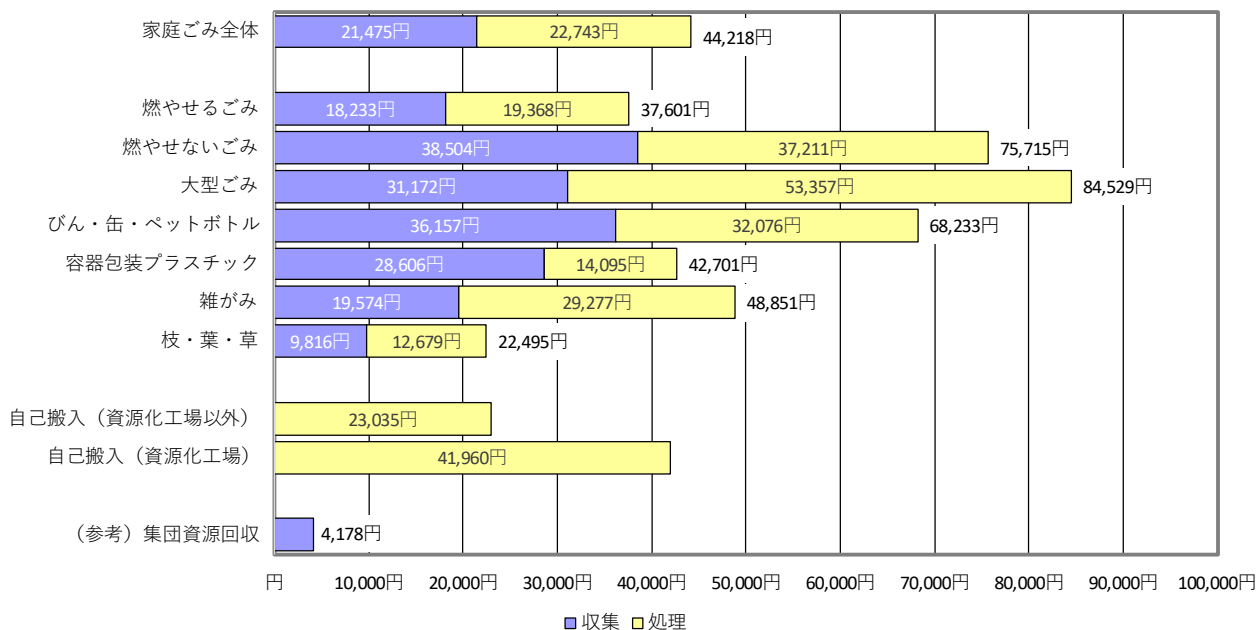
項 目	
約20億円	<p>● 新たな分別収集の開始と市民の取組の支援</p> <p>(うち約15.8億円)</p> <p>新たな収集・処理体制を構築するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「雑がみ」の分別収集と資源化 ・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化 ・ 焼却灰リサイクルの実施 ・ 小型家電リサイクルの促進 ・ 篠路工場跡地の利活用調査 <p>(うち約4.6億円)</p> <p>家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化 ・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化
約3億円	<p>● 家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</p> <p>集団資源回収奨励金</p> <p>電動生ごみ処理機などの購入費助成</p> <p>食品ロスの削減等の促進</p> <p>地区リサイクルセンターの運営管理</p> <p>蛍光管拠点回収・リサイクルの促進</p>
約2億円	<p>● ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</p> <p>さっぽろごみパト隊による監視パトロール、排出指導の実施</p> <p>ごみステーション管理器材購入費・箱型ごみステーション設置費の助成</p> <p>ごみステーション数の増加に伴う収集経費の増加</p>
約1億円	<p>● 普及啓発・環境教育のための経費</p> <p>家庭ごみ収集日カレンダー及びごみ分けガイドの作成・配布</p> <p>リサイクルプラザ宮の沢の運営管理</p> <p>リユースプラザ等の運営管理</p> <p>各種啓発冊子の配布、啓発イベントの開催</p>
約7億円	<p>● 家庭ごみ有料化を実施するための経費</p> <p>指定ごみ袋の製造・保管、収納管理経費</p>

(1) 令和元年度指定ごみ袋取扱店への納品枚数

指定ごみ袋容量	納品枚数
5 リットル	13,473,000 枚
10 リットル	36,228,000 枚
20 リットル	32,290,000 枚
40 リットル	18,787,500 枚

(2) 原価計算方法による算定

令和元年度ごみ種別の1トン当たりの収集・処理原価（決算）



※ 燃やせるごみには、地域清掃ごみのうちの可燃物を含んでいます。

燃やせないごみには、地域清掃ごみのうちの不燃物を含んでいます。

大型ごみには、リサイクル品として収集して修理・再生したものは含んでいません。

平成29年度まで別途表示していた「破碎ごみ（破碎工場）」は、ごみの収集区分ごとに按分して計上しています。

自己搬入ごみとは、市民の皆様や事業所が清掃工場等に直接搬入するごみを指します。

(2) ごみ処理手数料の主な内容（H25. 1. 1 改定）

種 類	処理手数料（改定前）	処理手数料（改定後）
事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分するとき。	20リットルにつき120円。ただし、これによることが著しく実情にそぐわないもので規則で定めるものは、1キログラムにつき28円	20リットルにつき130円。ただし、これによることが著しく実情にそぐわないもので規則で定めるものは、1キログラムにつき30円
清掃工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき170円	10キログラムにつき200円
ごみ資源化工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき110円	10キログラムにつき130円
埋立処理場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき170円	10キログラムにつき200円

3 大規模災害に備えた取組

【施策概要】

大地震等の災害に備え、災害時のごみ処理体制や震災がれきの処理方法、防災訓練等について見直し・検討を行います。

令和元年度までに実施したこと

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

H24	<ul style="list-style-type: none"> 「札幌市で大規模な震災が発生した場合に備える震災廃棄物等処理シミュレーション業務」を行い、被災時のがれき等処理体制について検討しました。
H25	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市及び周辺自治体で「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結し、大規模震災等の発生時における相互協力体制を構築しました。 公益社団法人北海道産業廃棄物協会と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」を締結し、大規模災害時に市内外の民間産業廃棄物処理業者の協力を得る体制を構築しました。 大規模災害時における対応力の向上を図るため、災害時に想定される業務について、優先度に応じた業務の分類・整理を行いました。
H27	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な災害を想定したシミュレーション訓練を実施しました。
H30	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応等に必要な事項を取りまとめた「札幌市災害廃棄物処理計画」を策定しました。 災害廃棄物の出し方や、日頃からの備えなどについて、分かりやすくまとめた「もしもの時の災害廃棄物処理の手引き」を作成しました。
R1	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ収集を委託している8社及び札幌環境維持管理協会と「災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定」を締結し、大規模災害が発生した場合における協力体制を構築しました。

● 問い合わせ先

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 環境事業部 循環型社会推進課 | 電話 211-2912 |
| (1) 環境事業部 総務課 | 電話 211-2906 |
| (1) 環境事業部 事業廃棄物課 | 電話 211-2927 |
| (1) 環境事業部 業務課 | 電話 211-2916 |

施策6 清掃事業の最適化と安全・安心な体制の構築

4 広域処理の検討

【施策概要】

ごみ処理における広域的な協力体制のあり方について、他市町村と十分に協議を深めていきます。

令和元年度までに実施したこと

(1) 他自治体との広域的なごみ処理に関する検討

H25～	■ 他自治体と協力し、焼却灰をセメント工場で原料の一部に利用する焼却灰リサイクルを開始しました。
H28～	■ 他自治体からのし尿受入れに関する協定を締結し、平成 28 年 10 月より受入れを開始しました。 ■ 本市のごみ処理の状況や社会情勢の変化を把握しながら、関係市町村等と情報交換を行っています。

● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 循環型社会推進課

電話 211-2912

取組指標

1. 2Rを推進するためのしくみづくり

施策項目	取組指標	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
1-1-(2)	マイバッグ等持参率	%	86	86	85	85	85	87
	レジ袋削減量(枚数)	万枚	11,417	11,263	11,186	11,196	11,264	11,389
1-1-(3)	スリムネットフォーラム参加者数	人	208	219	200	165	200	中止※
1-2-(1)	リーフレット配布数(食ロス)	枚	-	32,889	51,091	71,096	58,768	94,740
	リーフレット配布数(消費期限等)	枚	-	32,889	-	-	45,632	94,740
1-2-(2)	リーフレット配布数(生ごみ水切り)	枚	-	32,889	51,091	71,096	6,568	60,565
1-3-(1)	リサイクルプラザ来館者数	人	52,652	54,950	58,600	58,875	61,440	68,517
	リユースプラザ来館者数	人	33,660	37,134	34,983	36,515	37,049	37,320
	家具・自転車の提供個数 (リサイクルプラザ)	点	752	784	733	738	827	838
	家具・自転車の提供個数 (リユースプラザ)	点	2,110	2,314	2,248	2,352	2,493	2,495
1-3-(2)	古着回収量	トン	47.43	154.61	143.54	159.88	153.58	168.68

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

2. 分別・リサイクルの取組促進

施策項目	取組指標	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
2-2-(1)	集団資源回収地域コード イネート声かけ数	件	-	-	-	-	77	182
	集団資源回収地域コード イネート実施団体数	団体	-	-	-	-	27	9
2-2-(3)	小型家電回収量	トン	830.8	915.2	806.3	907.4	1,112.8	1305.0
2-3-(1)	生ごみ堆肥化機材購入助成数	台	209	212	207	214	208	311
	生ごみ堆肥化器材助成数	個	564	403	366	331	291	316
	生ごみ堆肥化セミナー受講数	人	1,150	1,387	1,529	1,535	1,477	1,581

3. 事業ごみの減量・リサイクルの推進

施策項目	取組指標	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	
3-1-(1)	減量計画書・処理実績報告書 提出率	%	99.8	99.2	98.2	99.1	99.6	98.6	
3-1-(2)		回収ボックス1基あたりの 古紙リサイクル量	kg	720	1,540	1,520	1,390	1,400	660
3-1-(3)		啓発件数(動画放映件数)	件	-	-	-	-	6	6
	啓発件数(カレンダー配布件 数(H28-H29は作成枚数))	件	-	-	2,000	5,000	4,800	9,800	

4. 市民に対する支援と普及啓発

施策項目	取組指標	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
4-1-(1)	ステーションパトロール数	千件	2,437	2,940	2,970	2,792	2,618	2,890
	個別指導件数	件	8,824	10,361	5,494	5,528	4,740	3,431
	早期啓発件数	件	482	643	424	507	452	279
	ごみステーション管理器材助成件数	件	5,771	5,134	4,775	4,950	4,046	4,217
4-1-(4)	専用ステーション設置数	件	21,507	23,149	24,952	26,627	27,950	29,072
4-1-(5)	ごみステーション設置数	件	45,277	47,151	49,208	51,234	53,018	54,356
4-2-(1)	クリーンミーティング開催回数	件	203	264	281	238	248	251
4-3-(2)	転入者向け家庭ごみ相談窓口での相談件数(例年3月末実施)	件	1,707	1,765	948	585	693	中止※
	上記のうち、転入者の相談件数	件	-	-	-	-	295	中止※
4-3-(3)	来館者数(リサイクルプラザ)	人	52,652	54,950	58,600	58,875	61,440	68,517
	来館者数(リユースプラザ)	人	33,660	37,134	34,983	36,515	37,049	37,320
	教室・講座等の参加者数(リサイクルプラザ)	人	15,142	13,612	14,295	16,161	15,458	17,361
	教室・講座等の参加者数(リユースプラザ)	人	328	540	389	544	564	573
4-3-(4)	クリーンミーティング開催回数	件	203	264	281	238	248	251
	クリーンミーティング参加人数	人	11,234	12,919	14,030	11,654	18,145	20,584
	ごみ減量・リサイクルブースの入場者数	人	28,801	16,330	30,535	18,485	17,764	6,301
	環境広場さっぽろ出展ブース来場者	人	1,680	1,867	1,177	2,150	1,640	1,770
4-3-(5)	外国語版ごみ分けガイド作成部数	枚	2,000	2,000	2,000	6,000	6,000	2,600
	外国語版ごみ分別アプリダウンロード数(年度末時点)	件	366	1,268	1,976	2,321	4,384	8,141
4-4-(1)	小学生向け出前講座(出前教室)開催回数	回	48	76	71	74	89	115
	工場見学者のクリーンミーティング開催回数	回	-	-	-	-	8	34
	大学や専門学校の新入生向け啓発チラシの配布枚数	枚	18,500	15,355	16,500	16,550	17,630	15,805

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5. 持続可能な収集・処理体制の確立

施策項目	取組指標	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
5-1-(2)	焼却灰リサイクル量	トン	9,809	14,509	14,507	14,833	14,502	14,510
5-4-(1)	次世代自動車の導入台数(ごみ収集車)	台	10	10	6	6	6	6
	次世代自動車の導入台数(その他車両)	台	0	11	0	5	3	2

札幌市一般廃棄物処理基本計画

新スリムシティさっぽろ計画 年次報告書

《令和元年度版》



令和2年（2020年）10月

編集・発行：札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

関係部局保存期間：1年

【年次報告書はホームページでもご覧いただけます】

http://www.city.sapporo.jp/seiso/keikaku/newslim_report/

SAPPORO

表紙・本文ともに再生紙を使用しています。



さっぽろ市
01-J01-20-1610
R2-1-142